

議第 4 号

消費税等の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例について

消費税等の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 3 月 3 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

消費税法及び地方税法の改正に伴い制定しようとする。

消費税等の税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例
 (高山市役所庁舎駐車場目的外使用に関する条例の一部改正)

第1条 高山市役所庁舎駐車場目的外使用に関する条例(平成7年高山市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第4条関係) 使用料			別表(第4条関係) 使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
普通駐車券の部(略)			普通駐車券の部(略)		
定期駐車券	1月につき	6,500円	定期駐車券	1月につき	6,680円
備考(略)			備考(略)		

(高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正)

第2条 高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例(平成7年高山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(使用料の額等)				(使用料の額等)			
第2条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の表に定める区分に応じ、当該区分に掲げる額の使用料を納入しなければならない。				第2条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の表に定める区分に応じ、当該区分に掲げる額の使用料を納入しなければならない。			
区分	使用の目的	使用料(年額)	備考	区分	使用の目的	使用料(年額)	備考
土地	(1)の項・(2)の項(略)			土地	(1)の項・(2)の項(略)		
	(3)(1)及び(2)以外のもの	使用する土地の前年分の相続税課税標準額の1平方メートル当たりの価格に、その使用に係る部分の面積を乗じて得た額に100分の3.05を乗じて得た額(以下「算定額」という。)ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第4条の規定により課税の対象となる場合(消費税法第6条の規定により非課税となる場合を除く。)の使用料の額は、算定額に100分の105を乗じて得た額	円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。㎡未満の端数が生じた場合は、小数点第3位を切り捨てる。		建物	(3)(1)及び(2)以外のもの	使用する土地の前年分の相続税課税標準額の1平方メートル当たりの価格に、その使用に係る部分の面積を乗じて得た額に100分の3.05を乗じて得た額(以下「算定額」という。)ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第4条の規定により課税の対象となる場合(消費税法第6条の規定により非課税となる場合を除く。)の使用料の額は、算定額に100分の108を乗じて得た額
建物	事務所、食堂、売店等	使用する建物の固定資産税評価相当額の1平方メートル当たりの価格に、その使用に係る部分の面積を乗じて得た額に100分の8を乗じて得た額と、次の算式により計算して得た額とを合算した額に、100分の105を当該合算した額に乗じて得た額		建物		事務所、食堂、売店等	使用する建物の固定資産税評価相当額の1平方メートル当たりの価格に、その使用に係る部分の面積を乗じて得た額に100分の8を乗じて得た額と、次の算式により計算して得た額とを合算した額に、100分の108を当該合算した額に乗じて得た額

当該建物の建床面積に相当する土地使用料×当該建物のうちその使用に係る部分の面積／当該建物の延べ面積

土地、建物以外のものの部 (略)

2・3 (略)

別表 (第2条の2、第3条関係)

(単位:円)

名称	区分	使用時間区分						延長1 時間に つき	必要経費 冷暖房料 (1時間 につき)
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:30 ~ 21:30	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:30	9:00 ~ 21:30		
丹生川支所	2-1 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200
	2-2 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200
	2-3 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200
	2-4 会議室	1,800	2,500	2,500	4,300	5,000	6,800	700	600
	2-5 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200
	3-1 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200
	3-2 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200
	3-5 和室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200
	3-6 和室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200
清見支所	1-1 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200
	1-2 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200
	2-8 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200
	大会議室	1,800	2,500	2,500	4,300	5,000	6,800	700	600
上宝支所	1-2 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200
	2-1 会議室	1,200	1,800	1,800	3,000	3,600	4,800	500	400
	2-2 会議室	1,200	1,800	1,800	3,000	3,600	4,800	500	400
	和室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200
	調理室	1,200	1,800	1,800	3,000	3,600	4,800	500	400
	大会議室	1,800	2,500	2,500	4,300	5,000	6,800	700	600
	多目的室	1,800	2,500	2,500	4,300	5,000	6,800	700	600
	食堂	1,800	2,500	2,500	4,300	5,000	6,800	700	600

当該建物の建床面積に相当する土地使用料×当該建物のうちその使用に係る部分の面積／当該建物の延べ面積

土地、建物以外のものの部 (略)

2・3 (略)

別表 (第2条の2、第3条関係)

(単位:円)

名称	区分	使用時間区分						延長1 時間に つき	必要経費 冷暖房料 (1時間 につき)
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	18:30 ~ 21:30	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:30	9:00 ~ 21:30		
丹生川支所	2-1 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2-2 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2-3 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2-4 会議室	1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
	2-5 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	3-1 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	3-2 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	3-5 和室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	3-6 和室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
清見支所	1-1 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	1-2 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2-8 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	大会議室	1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
上宝支所	1-2 会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2-1 会議室	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	2-2 会議室	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	和室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	調理室	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	大会議室	1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
	多目的室	1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610
	食堂	1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610

(高山市児童センター管理条例の一部改正)

第3条 高山市児童センター管理条例（昭和57年高山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表（第5条、第6条関係）				別表（第5条、第6条関係）					
区分	使用料			冷暖房料	区分	使用料			冷暖房料
	9:00～12:00	13:00～18:00	18:30～21:30			9:00～12:00	13:00～18:00	18:30～21:30	
集会室	1,050円	1,570円	1,570円	円 420	集会室	1,080円	1,620円	1,620円	円 430
遊戯室	1,050円	1,570円	1,570円		遊戯室	1,080円	1,620円	1,620円	
図書室	520円	780円	780円		図書室	540円	810円	810円	
備考（略）				備考（略）					

(高山市福祉センター管理条例の一部改正)

第4条 高山市福祉センター管理条例（昭和59年高山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第8条、第13条関係）					別表（第8条、第13条関係）						
総合福祉センター					総合福祉センター						
区分	室名	使用料			冷暖房料	区分	室名	使用料			冷暖房料
		午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:00				1時間につき	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	
2階	研修室	1,050円	1,570円	1,570円	円 420	2階	研修室	1,080円	1,620円	1,620円	円 430
	集会室	520円	780円	780円			集会室	540円	810円	810円	
3階	集会室	1,050円	1,570円	1,570円	円 430	3階	集会室	1,080円	1,620円	1,620円	
	会議室	1,050円	1,570円	1,570円			会議室	1,080円	1,620円	1,620円	
	技能習得室	1,050円	1,570円	1,570円			技能習得室	1,080円	1,620円	1,620円	
	宿泊室	520円	780円	780円			宿泊室	540円	810円	810円	
	保育室	1,050円	1,570円	1,570円			保育室	1,080円	1,620円	1,620円	
4階	教養娯楽室	1,050円	1,570円	1,570円	円 430	4階	教養娯楽室	1,080円	1,620円	1,620円	
	集会室	1,050円	1,570円	1,570円			集会室	1,080円	1,620円	1,620円	
	図書室	520円	780円	780円			図書室	540円	810円	810円	
山王福祉センター					山王福祉センター						
区分		使用料			冷暖房料	区分		使用料			冷暖房料
		午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:00				1時間につき	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	

教養娯楽室	1,050円	1,570円	1,570円	420円
集会室	520円	780円	780円	420円
研修室	1,050円	1,570円	1,570円	420円
会議室	260円	390円	390円	210円
栄養指導室	1,050円	1,570円	1,570円	420円
ボランティアルーム	260円	390円	390円	210円

丹生川福祉センター

区分	使用料		冷暖房料
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	
介護者教育室	1,050円	1,570円	420円
相談室	520円	780円	420円

丹生川老人いこいの家

区分	使用料			冷暖房料
	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:30	
集会室	1,050円	1,570円	1,570円	420円
休養室	1,050円	1,570円	1,570円	420円
教養娯楽室	520円	780円	780円	420円

荘川福祉センター

区分	使用料			冷暖房料
	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:30	
集会室	1,050円	1,570円	1,570円	420円
生活相談室	1,050円	1,570円	1,570円	420円
教養娯楽室	1,050円	1,570円	1,570円	420円
機能回復訓練室	1,050円	1,570円	1,570円	420円
栄養指導室	1,050円	1,570円	1,570円	420円

一之宮老人福祉センター

区分	使用料（単位1時間当たり）				冷暖房使用料
	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午前9:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:30	
教養娯楽室	420円	420円	420円	630円	210円
集会室	420円	420円	420円	630円	210円

教養娯楽室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
集会室	540円	810円	810円	430円
研修室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
会議室	270円	400円	400円	210円
栄養指導室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
ボランティアルーム	270円	400円	400円	210円

丹生川福祉センター

区分	使用料		冷暖房料
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	
介護者教育室	1,080円	1,620円	430円
相談室	540円	810円	430円

丹生川老人いこいの家

区分	使用料			冷暖房料
	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:30	
集会室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
休養室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
教養娯楽室	540円	810円	810円	430円

荘川福祉センター

区分	使用料			冷暖房料
	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:30	
集会室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
生活相談室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
教養娯楽室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
機能回復訓練室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
栄養指導室	1,080円	1,620円	1,620円	430円

一之宮老人福祉センター

区分	使用料（単位1時間当たり）				冷暖房使用料
	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午前9:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:30	
教養娯楽室	430円	430円	430円	640円	210円
集会室	430円	430円	430円	640円	210円

生活相談室	210円	210円	210円	420円	110円
健康相談室	210円	210円	210円	420円	110円

久々野福祉センター

区分	使用料			冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:30	
多目的集会室	1,050円	1,570円	1,570円	420円
研修室	520円	780円	780円	420円
介護者教室	520円	780円	780円	420円
図書室	1,050円	1,570円	1,570円	420円
ボランティアルーム	520円	780円	780円	420円
作業室	1,050円	1,570円	1,570円	420円

久々野老人いこいの家

区分	使用料		冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	
集会室	1,050円	1,570円	420円
静養室1	520円	780円	420円
静養室2	520円	780円	420円
実習室1	520円	780円	420円
実習室2	520円	780円	420円

朝日福祉センター

区分	使用料			冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:30	
研修室	1,050円	1,570円	1,570円	420円
会議室	1,050円	1,570円	1,570円	420円

高根福祉センター

区分	使用料		冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	
調理実習室	520円	780円	420円
相談室	260円	390円	210円
ふれあいホール	1,050円	1,570円	420円

国府福祉センター

生活相談室	210円	210円	210円	430円	110円
健康相談室	210円	210円	210円	430円	110円

久々野福祉センター

区分	使用料			冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:30	
多目的集会室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
研修室	540円	810円	810円	430円
介護者教室	540円	810円	810円	430円
図書室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
ボランティアルーム	540円	810円	810円	430円
作業室	1,080円	1,620円	1,620円	430円

久々野老人いこいの家

区分	使用料		冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	
集会室	1,080円	1,620円	430円
静養室1	540円	810円	430円
静養室2	540円	810円	430円
実習室1	540円	810円	430円
実習室2	540円	810円	430円

朝日福祉センター

区分	使用料			冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:30	
研修室	1,080円	1,620円	1,620円	430円
会議室	1,080円	1,620円	1,620円	430円

高根福祉センター

区分	使用料		冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	
調理実習室	540円	810円	430円
相談室	270円	400円	210円
ふれあいホール	1,080円	1,620円	430円

国府福祉センター

区分	使用料			冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:30	
研修室1	520円	780円	780円	420円
研修室2	520円	780円	780円	420円
研修室3	520円	780円	780円	420円
会議相談室1	520円	780円	780円	420円
会議相談室2	520円	780円	780円	420円
会議相談室3	520円	780円	780円	420円
トレーニングルームの項 (略)				

国府老人いこいの家

区分	使用料		冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	
健康交流室	1,050円	1,570円	420円
研修室1	1,050円	1,570円	420円
研修室2	1,050円	1,570円	420円

備考 (略)

区分	使用料			冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:00～ 午後9:30	
研修室1	540円	810円	810円	430円
研修室2	540円	810円	810円	430円
研修室3	540円	810円	810円	430円
会議相談室1	540円	810円	810円	430円
会議相談室2	540円	810円	810円	430円
会議相談室3	540円	810円	810円	430円
トレーニングルームの項 (略)				

国府老人いこいの家

区分	使用料		冷暖房料 1時間につき
	午前9:00～午前12:00	午後1:00～午後5:00	
健康交流室	1,080円	1,620円	430円
研修室1	1,080円	1,620円	430円
研修室2	1,080円	1,620円	430円

備考 (略)

(高山市ふれあい会館管理条例の一部改正)

第5条 高山市ふれあい会館管理条例(平成7年高山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表(第8条、第13条関係)					別表(第8条、第13条関係)						
区分		使用料			暖房料 1時間につき	区分		使用料			暖房料 1時間につき
		午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:30～ 午後9:30				午前9:00～ 午前12:00	午後1:00～ 午後5:00	午後6:30～ 午後9:30	
児童館	遊戯室	520円	780円	780円	420円	児童館	遊戯室	540円	810円	810円	430円
	集会室	520円	780円	780円	420円		集会室	540円	810円	810円	430円
	図書室	520円	780円	780円	420円			図書室	540円	810円	810円
老人いこいの家	談話室	520円	780円	780円	420円	老人いこいの家	談話室	540円	810円	810円	430円
	学習室	520円	780円	780円	420円		学習室	540円	810円	810円	430円
	レクリエーションルーム	520円	780円	780円	420円			レクリエーションルーム	540円	810円	810円
	会議室	260円	390円	390円	210円		会議室		270円	400円	400円
備考 (略)					備考 (略)						

(高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 利用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に掲げるものに係る利用料以外の利用料については、その額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額が5円以上のときは切り上げ、5円未満のときは切り捨てる。）を利用料とする。</p> <p>3 手数料の額は、1件につき<u>5,250</u>円以内において市長が定める額とする。</p>	<p>(利用料等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 利用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に掲げるものに係る利用料以外の利用料については、その額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額が5円以上のときは切り上げ、5円未満のときは切り捨てる。）を利用料とする。</p> <p>3 手数料の額は、1件につき<u>5,400</u>円以内において市長が定める額とする。</p>

(高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第7条 高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和46年高山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第7条 市が行う一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚でいを除く。）の処理に関し、別表第1に定める額<u>に100分の105</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）の一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、家庭系一般廃棄物のうち資源ごみ及び市が定める分別に係る資源等の処理に関しては、一般廃棄物処理手数料を徴収しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(産業廃棄物の処分に要する費用)</p> <p>第19条 市が行う産業廃棄物の処分に關し、法第13条第2項の規定に基づき、別表第2に定める額<u>に100分の105</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）の産業廃棄物の処分に要する費用を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第7条 市が行う一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚でいを除く。）の処理に関し、別表第1に定める額<u>に100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）の一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、家庭系一般廃棄物のうち資源ごみ及び市が定める分別に係る資源等の処理に関しては、一般廃棄物処理手数料を徴収しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(産業廃棄物の処分に要する費用)</p> <p>第19条 市が行う産業廃棄物の処分に關し、法第13条第2項の規定に基づき、別表第2に定める額<u>に100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）の産業廃棄物の処分に要する費用を徴収する。</p> <p>2 (略)</p>

(高山市営火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 高山市営火葬場の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(汚物焼却炉使用料)</p> <p>第6条 前条の規定により許可を受けて汚物焼却炉を使用するときは、次の使用料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">市内に住所を有する者</th> <th style="text-align: center;">市内に住所を有しない者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">産汚物</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;"><u>700</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>1,400</u>円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者	産汚物	1件	<u>700</u> 円	<u>1,400</u> 円	<p>(汚物焼却炉使用料)</p> <p>第6条 前条の規定により許可を受けて汚物焼却炉を使用するときは、次の使用料を徴収する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">市内に住所を有する者</th> <th style="text-align: center;">市内に住所を有しない者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">産汚物</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;"><u>720</u>円</td> <td style="text-align: center;"><u>1,440</u>円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者	産汚物	1件	<u>720</u> 円	<u>1,440</u> 円
区分	単位	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者														
産汚物	1件	<u>700</u> 円	<u>1,400</u> 円														
区分	単位	市内に住所を有する者	市内に住所を有しない者														
産汚物	1件	<u>720</u> 円	<u>1,440</u> 円														

手術等切除による身体の一部	1 件 (20kg 以下)	1,200 円	2,400 円
犬・ねこその他の動物	1 頭	1,200 円	2,400 円

(死体の保管)

第7条 (略)

2 前項の規定により火葬場において死体を保管したときは、死体保管料を次のとおり徴収する。

名称	保管料の額
高山市営火葬場	1 夜につき <u>520 円</u>
高山市営久々野火葬場	1 体 1 回につき <u>5,000 円</u> 。ただし、24 時間を超える場合は 1 時間につき <u>500 円</u> を追加する。

手術等切除による身体の一部	1 件 (20kg 以下)	1,230 円	2,460 円
犬・ねこその他の動物	1 頭	1,230 円	2,460 円

(死体の保管)

第7条 (略)

2 前項の規定により火葬場において死体を保管したときは、死体保管料を次のとおり徴収する。

名称	保管料の額
高山市営火葬場	1 夜につき <u>540 円</u>
高山市営久々野火葬場	1 体 1 回につき <u>5,140 円</u> 。ただし、24 時間を超える場合は 1 時間につき <u>510 円</u> を追加する。

(高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正)

第9条 高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例（平成16年高山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
診療料の項・居宅サービス料の項 (略)				診療料の項・居宅サービス料の項 (略)			
死体処置料	1 体につき	4,000 円に消耗品代等実費を加算した額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額		死体処置料	1 体につき	4,000 円に消耗品代等実費を加算した額に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額	
健康診断料	1 回につき	算定方法により算定した初診時基本診療料に 2 分の 1 を乗じて得た額と検査料及びレントゲン診断料等を合算した額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額。ただし、市長が業務委託契約を締結した場合は、当該業務委託契約により算定した額		健康診断料	1 回につき	算定方法により算定した初診時基本診療料に 2 分の 1 を乗じて得た額と検査料及びレントゲン診断料等を合算した額に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額。ただし、市長が業務委託契約を締結した場合は、当該業務委託契約により算定した額	
予防接種料	1 回につき	算定方法により算定した初診時基本診療料に、薬剤料、注射料及び検査料を合算した額（消費税法別表第1第6号及び第8号に規定する療養、医療等以外のものに係る予防接種については、その額に <u>100 分の 105</u> を乗じて得た額）。ただし、市長が業務委託契約を締結した場合は、当該業務委託契約により算定した額		予防接種料	1 回につき	算定方法により算定した初診時基本診療料に、薬剤料、注射料及び検査料を合算した額（消費税法別表第1第6号及び第8号に規定する療養、医療等以外のものに係る予防接種については、その額に <u>100 分の 108</u> を乗じて得た額）。ただし、市長が業務委託契約を締結した場合は、当該業務委託契約により算定した額	
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
区分	単位	金額	備考	区分	単位	金額	備考
健康診断書	1 通につき	<u>1,575 円</u>		健康診断書	1 通につき	<u>1,620 円</u>	

診断書（結核・皮膚疾患の有無）	1 通につき	<u>1,575 円</u>	
診断書（アルコール・麻薬患者でない。）	1 通につき	<u>1,575 円</u>	
診断書（病名・向こう何日間加療が必要）	1 通につき	<u>1,575 円</u>	
大学受験（入学）用診断書	1 通につき	<u>1,575 円</u>	
特定疾患申請用及び身体障害者福祉診断書	1 通につき	<u>1,575 円</u>	
交通事故初診時診断書	1 通につき	<u>1,575 円</u>	
特定疾患診断書（申請・更新）	1 通につき	<u>1,575 円</u>	
塵肺認定診断書	1 通につき	<u>1,575 円</u>	
老人保健施設入所・通所診断書	1 通につき	<u>1,575 円</u>	
在宅福祉サービス診断書	1 通につき	<u>1,575 円</u>	
裁判用診断書	1 通につき	<u>1,575 円</u>	
自動車賠償任意保険診断書及び証明書	1 通につき	<u>5,250 円</u>	
国民年金・福祉年金診断書	1 通につき	<u>5,250 円</u>	
厚生年金診断書	1 通につき	<u>5,250 円</u>	
児童扶養手当障害認定診断書	1 通につき	<u>5,250 円</u>	
福祉手当認定診断書	1 通につき	<u>5,250 円</u>	
身体障害者手帳交付診断書	1 通につき	<u>5,250 円</u>	
分娩・出産・出生・死産証明書	1 通につき	<u>1,050 円</u>	
医療費助成（支給）申請書・証明書	1 通につき	<u>1,050 円</u>	
補装具装着証明書	1 通につき	<u>1,050 円</u>	
通院医療費公費負担申請書	1 通につき	<u>1,050 円</u>	
高齢者いきいき入浴サービス意見書	1 通につき	<u>1,050 円</u>	
デイサービス・通所サービスに関する意見書	1 通につき	<u>1,050 円</u>	
おむつ使用証明書	1 通につき	<u>1,050 円</u>	
その他の証明書	1 通につき	<u>1,050 円</u>	
死亡診断書（保険関係を含む）	1 通につき	<u>5,250 円</u>	
死体検案書	1 通につき	<u>10,500 円</u>	
保障関係のある情報提供料及び文書料	1 件につき	<u>5,250 円</u>	
主治医意見書	在宅	1 通につき	<u>5,250 円</u> 新規分
		1 通につき	<u>4,200 円</u> 継続分
	施設入所	1 通につき	<u>4,200 円</u> 新規分
		1 通につき	<u>3,150 円</u> 継続分

診断書（結核・皮膚疾患の有無）	1 通につき	<u>1,620 円</u>	
診断書（アルコール・麻薬患者でない。）	1 通につき	<u>1,620 円</u>	
診断書（病名・向こう何日間加療が必要）	1 通につき	<u>1,620 円</u>	
大学受験（入学）用診断書	1 通につき	<u>1,620 円</u>	
特定疾患申請用及び身体障害者福祉診断書	1 通につき	<u>1,620 円</u>	
交通事故初診時診断書	1 通につき	<u>1,620 円</u>	
特定疾患診断書（申請・更新）	1 通につき	<u>1,620 円</u>	
塵肺認定診断書	1 通につき	<u>1,620 円</u>	
老人保健施設入所・通所診断書	1 通につき	<u>1,620 円</u>	
在宅福祉サービス診断書	1 通につき	<u>1,620 円</u>	
裁判用診断書	1 通につき	<u>1,620 円</u>	
自動車賠償任意保険診断書及び証明書	1 通につき	<u>5,400 円</u>	
国民年金・福祉年金診断書	1 通につき	<u>5,400 円</u>	
厚生年金診断書	1 通につき	<u>5,400 円</u>	
児童扶養手当障害認定診断書	1 通につき	<u>5,400 円</u>	
福祉手当認定診断書	1 通につき	<u>5,400 円</u>	
身体障害者手帳交付診断書	1 通につき	<u>5,400 円</u>	
分娩・出産・出生・死産証明書	1 通につき	<u>1,080 円</u>	
医療費助成（支給）申請書・証明書	1 通につき	<u>1,080 円</u>	
補装具装着証明書	1 通につき	<u>1,080 円</u>	
通院医療費公費負担申請書	1 通につき	<u>1,080 円</u>	
高齢者いきいき入浴サービス意見書	1 通につき	<u>1,080 円</u>	
デイサービス・通所サービスに関する意見書	1 通につき	<u>1,080 円</u>	
おむつ使用証明書	1 通につき	<u>1,080 円</u>	
その他の証明書	1 通につき	<u>1,080 円</u>	
死亡診断書（保険関係を含む）	1 通につき	<u>5,400 円</u>	
死体検案書	1 通につき	<u>10,800 円</u>	
保障関係のある情報提供料及び文書料	1 件につき	<u>5,400 円</u>	
主治医意見書	在宅	1 通につき	<u>5,400 円</u> 新規分
		1 通につき	<u>4,320 円</u> 継続分
	施設入所	1 通につき	<u>4,320 円</u> 新規分
		1 通につき	<u>3,240 円</u> 継続分

(高山市清見自然体験施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 高山市清見自然体験施設の設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表(第3条の5、第3条の6、第7条関係)				別表(第3条の5、第3条の6、第7条関係)				
おっぱら自然体験センター使用料等				おっぱら自然体験センター使用料等				
使用料金は基本料金に施設別使用料金を加算して積算する。				使用料金は基本料金に施設別使用料金を加算して積算する。				
基本料金				基本料金				
基本料金 = (使用時間 × 固定料金) + (使用人数 × 使用料金) + (ゴミ処理料 × ゴミ袋枚数)				基本料金 = (使用時間 × 固定料金) + (使用人数 × 使用料金) + (ゴミ処理料 × ゴミ袋枚数)				
宿泊使用	基本使用時間の項 (略)			宿泊使用	基本使用時間の項 (略)			
	固定料金	1,300	円/時間		固定料金	1,330	円/時間	
	使用料金の項 (略)				使用料金の項 (略)			
日帰り使用	基本使用時間の項 (略)			日帰り使用	基本使用時間の項 (略)			
	固定料金	1,500	円/時間		固定料金	1,540	円/時間	
	使用料金の項 (略)				使用料金の項 (略)			
ゴミ処理料		500	円/袋	ゴミ処理料		510	円/袋	
休館日の部 (略)				休館日の部 (略)				
備考 (略)				備考 (略)				
施設別使用料				施設別使用料				
本館施設	研修施設・和室	使用時間の項 (略)		研修施設・和室	使用時間の項 (略)			
		研修室	400		円/時間・団体	研修室	410	円/時間・団体
		大部屋(21畳)の項～小部屋(10.5畳)の項 (略)			大部屋(21畳)の項～小部屋(10.5畳)の項 (略)			
	厨房・配膳室の款 (略)				厨房・配膳室の款 (略)			
	浴室	使用時間の項 (略)		浴室	使用時間の項 (略)			
		浴室使用料の項 (略)			浴室使用料の項 (略)			
		浴槽使用料	6,000		円/槽	浴槽使用料	6,170	円/槽
		シャワーのみ使用料の項 (略)			シャワーのみ使用料の項 (略)			
	附属設備	冷暖房設備	310	円/時間	附属設備	冷暖房設備	320	円/時間
		寝具貸出	1,000	円/泊・人(10人以上の場合のみ貸し出す。)	附属設備	寝具貸出	1,020	円/泊・人(10人以上の場合のみ貸し出す。)
附属施設	体育館	使用時間の項 (略)		附属施設	体育館	使用時間の項 (略)		
		使用料の項 (略)				使用料の項 (略)		
		体育館照明料	525			円/時間	体育館照明料	540

		ステージ使用料の項 (略)	
		暖房器具 (燃料含む。)	310 円/台・時間
	グラウンド	使用時間の項 (略)	
		グラウンド使用料の項 (略)	
		グラウンド照明料	1,050 円/時間
備考 (略)			

体育器具貸出料金表の表 (略)

すのまたふるさと学校体験学習施設使用料等

基本料金	宿泊使用	使用時間の項 (略)	
		大人 (高校生以上)	2,000 円/人
		子供 (中学生以下)	1,800 円/人
	日帰り使用	使用時間の項 (略)	
		1人当たり	500 円/人
設備使用	附属設備	浴室	5,000 円/槽・日
		厨房・食堂の項 (略)	
追加料金	寝具貸出	1名当たり	400 円/人
	冬季暖房費用	1室当たり	1,000 円/室
休館日の部 (略)			
備考 (略)			

巣野俣野外研修施設使用料等

オートキャンプ場	使用期間の項 (略)		
	使用時間の項 (略)		
	オートサイト	4,700	円/区画 (5名まで)
	フリーサイト	3,700	円/区画 (5名まで)
	6名以上の場合	500	円/人 (5名を超える場合は、 超える人数1名につき500円追加)
備考 (略)			

清見里人学校使用料等

基本料金	宿泊使用	使用時間の項 (略)	
		大人 (高校生以上)	2,500 円/人
		小人 (中学生以下)	2,200 円/人

		ステージ使用料の項 (略)	
		暖房器具 (燃料含む。)	320 円/台・時間
	グラウンド	使用時間の項 (略)	
		グラウンド使用料の項 (略)	
		グラウンド照明料	1,080 円/時間
備考 (略)			

体育器具貸出料金表の表 (略)

すのまたふるさと学校体験学習施設使用料等

基本料金	宿泊使用	使用時間の項 (略)	
		大人 (高校生以上)	2,050 円/人
		子供 (中学生以下)	1,850 円/人
	日帰り使用	使用時間の項 (略)	
		1人当たり	510 円/人
設備使用	附属設備	浴室	5,140 円/槽・日
		厨房・食堂の項 (略)	
追加料金	寝具貸出	1名当たり	410 円/人
	冬季暖房費用	1室当たり	1,020 円/室
休館日の部 (略)			
備考 (略)			

巣野俣野外研修施設使用料等

オートキャンプ場	使用期間の項 (略)		
	使用時間の項 (略)		
	オートサイト	4,830	円/区画 (5名まで)
	フリーサイト	3,800	円/区画 (5名まで)
	6名以上の場合	510	円/人 (5名を超える場合は、 超える人数1名につき510円追加)
備考 (略)			

清見里人学校使用料等

基本料金	宿泊使用	使用時間の項 (略)	
		大人 (高校生以上)	2,570 円/人
		小人 (中学生以下)	2,260 円/人

		幼児（4～6才）	1,800	円／人
	日帰り使用	使用時間の項（略）		
		1人当たり	500	円／人
設備使用料金	食体験館	使用時間の項（略）		
		1団体	500	円／4時間
	附属設備	浴室	1,000	円／槽・日
		厨房・食堂の項（略）		
追加料金	冬季暖房費	1室当たり	1,000	円／室
	冬季宿泊経費の款（略）			
	寝具貸出	1名当たり	700	円／人
休館日の部（略）				
備考（略）				

		幼児（4～6才）	1,850	円／人
	日帰り使用	使用時間の項（略）		
		1人当たり	510	円／人
設備使用料金	食体験館	使用時間の項（略）		
		1団体	510	円／4時間
	附属設備	浴室	1,020	円／槽・日
		厨房・食堂の項（略）		
追加料金	冬季暖房費	1室当たり	1,020	円／室
	冬季宿泊経費の款（略）			
	寝具貸出	1名当たり	720	円／人
休館日の部（略）				
備考（略）				

（高山市彦谷の里滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条 高山市彦谷の里滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
地区名	棟数	使用料（年額）	地区名	棟数	使用料（年額）
ブナ地区及びクリ地区	9棟	1棟当たり <u>420,000円</u>	ブナ地区及びクリ地区	9棟	1棟当たり <u>432,000円</u>
ナラ地区	11棟	1棟当たり <u>455,000円</u>	ナラ地区	11棟	1棟当たり <u>468,000円</u>

（高山市荒城農業体験交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条 高山市荒城農業体験交流館の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第8条関係）						別表（第8条関係）					
種別	1時間当たりの使用料					種別	1時間当たりの使用料				
	午前	午後	夜間	冷房	暖房		午前	午後	夜間	冷房	暖房
体験学習室	円 320	円 <u>420</u>	円 <u>530</u>	円 —	円 320	体験学習室	円 320	円 <u>430</u>	円 <u>540</u>	円 —	円 320
調理実習室	210	320	<u>420</u>	—	210	調理実習室	210	320	<u>430</u>	—	210
大会議室の項・小会議室の項（略）						大会議室の項・小会議室の項（略）					
屋外広場	<u>530</u>	<u>530</u>	<u>840</u>	—	—	屋外広場	<u>540</u>	<u>540</u>	<u>860</u>	—	—
附属施設	炭窯 1回 <u>10,000円</u> （指導料及び材料費は別途実費）					附属施設	炭窯 1回 <u>10,280円</u> （指導料及び材料費は別途実費）				

石窯 1回 <u>3,000円</u> (指導料及び材料費は別途実費)
備考 (略)

石窯 1回 <u>3,080円</u> (指導料及び材料費は別途実費)
備考 (略)

(高山市朝日高齢者・若者センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 高山市朝日高齢者・若者センターの設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(使用料) 第7条 使用者は、次に定める使用料を納付しなければならない。					(使用料) 第7条 使用者は、次に定める使用料を納付しなければならない。				
施設の名称	使用料金(円)				施設の名称	使用料金(円)			
	半日	夜間	全日	月額		半日	夜間	全日	月額
特産品加工室				<u>10,000</u>	特産品加工室				<u>10,280</u>
研修室	<u>1,050</u>	<u>1,580</u>	<u>3,150</u>		研修室	<u>1,080</u>	<u>1,620</u>	<u>3,240</u>	
談話室及び特産品販売室				<u>30,000</u>	談話室及び特産品販売室				<u>30,850</u>

(高山市市民ふれあいファミリー農園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 高山市市民ふれあいファミリー農園の設置及び管理に関する条例(平成7年高山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(使用料) 第7条 第4条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、1区画につき年額 <u>6,110円</u> の使用料を納入しなければならない。		(使用料) 第7条 第4条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、1区画につき年額 <u>6,290円</u> の使用料を納入しなければならない。	
2 (略)		2 (略)	

(高山市家畜人工授精条例の一部改正)

第15条 高山市家畜人工授精条例(昭和36年高山市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(手数料) 第6条 (略) 2 前項の手数料の額は、家畜1頭につき次の各号に掲げる額とする。 (1) 乳用牛 1回につき <u>1,570円</u> (2) 肉用牛 1回につき <u>1,570円</u> (3) 豚 1回につき <u>1,570円</u> (4) 受精卵移植 1回につき <u>5,000円</u> (5) 採卵 1回につき <u>20,000円</u>		(手数料) 第6条 (略) 2 前項の手数料の額は、家畜1頭につき次の各号に掲げる額とする。 (1) 乳用牛 1回につき <u>1,620円</u> (2) 肉用牛 1回につき <u>1,620円</u> (3) 豚 1回につき <u>1,620円</u> (4) 受精卵移植 1回につき <u>5,140円</u> (5) 採卵 1回につき <u>20,570円</u>	
3~5 (略)		3~5 (略)	

(高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 使用料等は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の範囲内において、それぞれ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(1) 使用料 1人1回につき<u>1,500円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 使用料等は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の範囲内において、それぞれ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(1) 使用料 1人1回につき<u>1,540円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

(高山市公設地方卸売市場業務条例の一部改正)

第17条 高山市公設地方卸売市場業務条例（昭和49年高山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(卸売物品の買受人の明示及び引取)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 卸売業者は、前項後段の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又は相対取引に係る価格にその<u>5%</u>に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。）が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。</p>	<p>(卸売物品の買受人の明示及び引取)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 卸売業者は、前項後段の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又は相対取引に係る価格にその<u>8%</u>に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ。）が前項の買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額をその買受人に請求することができる。</p>
<p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売、入札又は相対取引に係る価格にその<u>5%</u>に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。）を市長及び指定管理者に報告しなければならない。</p>	<p>(卸売予定数量等の報告)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の市況並びに卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売、入札又は相対取引に係る価格にその<u>8%</u>に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。）を市長及び指定管理者に報告しなければならない。</p>
<p>(仕切り及び送金)</p> <p>第39条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>5%</u>に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第44条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の<u>5%</u>に相当する金額）、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額</p>	<p>(仕切り及び送金)</p> <p>第39条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の<u>8%</u>に相当する金額（当該委託者の責めに帰すべき理由により第44条の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品目、等級、単価、数量、単価と数量の積の合計額並びに当該合計額の<u>8%</u>に相当する金額）、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税額</p>

を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

(買受代金の即時支払義務)

第43条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金(買い受けた額にその5%に相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2・3 (略)

(使用料等)

第52条 市場使用料及び附帯施設使用料は、別表第3及び別表第4に定める金額の範囲内で規則で定める額により算定した額に100分の105を乗じて得た額(土地(空地)使用料については、100分の105を乗じる前の額)とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

2～5 (略)

を含む。)並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

(買受代金の即時支払義務)

第43条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金(買い受けた額にその8%に相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

2・3 (略)

(使用料等)

第52条 市場使用料及び附帯施設使用料は、別表第3及び別表第4に定める金額の範囲内で規則で定める額により算定した額に100分の108を乗じて得た額(土地(空地)使用料(使用許可期間が1月未満のものを除く。))については、100分の108を乗じる前の額)とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

2～5 (略)

(高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 高山市観光施設の設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
施設	区分	料金		施設	区分	料金	
		小人(小学生及び中学生)	大人			小人(小学生及び中学生)	大人
飛 驒 民 俗 村	飛驒の里入館料	小人(小学生及び中学生)	大人	飛 驒	飛驒の里入館料	小人(小学生及び中学生)	大人
	一般	1人1回当たり 200円	1人1回当たり <u>700円</u>	民 俗	一般	1人1回当たり 200円	1人1回当たり <u>720円</u>
	20人以上の団体	1人1回当たり 150円	1人1回当たり <u>600円</u>	村	20人以上の団体	1人1回当たり 150円	1人1回当たり <u>610円</u>
	200人以上の団体又は一企画	1人1回当たり 100円	1人1回当たり <u>500円</u>		200人以上の団体又は一企画	1人1回当たり 100円	1人1回当たり <u>510円</u>
	200人以上の団体				200人以上の団体		
	2,000人以上の団体又は一企画	1人1回当たり 100円	1人1回当たり <u>400円</u>		2,000人以上の団体又は一企画	1人1回当たり 100円	1人1回当たり <u>410円</u>
	2,000人以上の団体				2,000人以上の団体		
ライトアップ等市長が必要と認めるイベントの款 (略)				ライトアップ等市長が必要と認めるイベントの款 (略)			
備考 (略)				備考 (略)			
大型自動車の款・マイクロバス、普通自動車及び軽自動車の款 (略)				大型自動車の款・マイクロバス、普通自動車及び軽自動車の款 (略)			
	月ぎめの駐車場	1月当たり <u>5,150円</u>			月ぎめの駐車場	1月当たり <u>5,290円</u>	
乗 鞍	テント(敷板付)	1回当たり <u>2,400円</u> 以内で規則で定める額		乗 鞍	テント(敷板付)	1回当たり <u>2,460円</u> 以内で規則で定める額	

高原	バンガロー	1回当たり <u>3,000円</u> 以内で規則で定める額	
飛驒	毛布、敷板、飯ごう、ランタン（ローソク付）等の款（略）		
高山	持込料	テント1張り1日当たり <u>1,200円</u> 以内で規則で定める額	
キャンプ場	オートキャンプのための車両	1台1日当たり <u>500円</u>	
岩舟	持込料	1回当たり <u>2,000円</u>	
河川公園	入場料の款（略）		
	コテージ	1棟1回当たり <u>2,500円</u>	
朴の木平駐車場	普通車（全長5m未満）	1回当たり <u>500円</u>	
	普通車（全長5m以上9m未満）及びマイクロバス	1回当たり <u>1,000円</u>	
	大型車（全長9m以上）	1回当たり <u>2,000円</u>	
	原動機付自転車及び自動二輪車の款（略）		
ジョイフルの木の	宿泊料	大人	1人1泊2食当たり <u>16,000円</u>
		小人（小学生以下）	1人1泊2食当たり <u>12,800円</u>
	入浴料	1人当たり <u>600円</u>	
	休憩料	1室1時間当たり <u>1,000円</u>	
	会議室	銚子の滝の間	1時間当たり <u>3,000円</u>
		百間の滝の間	1時間当たり <u>3,000円</u>
		御輿の滝の間	1時間当たり <u>10,000円</u>
殿下	宿泊室	1室1日当たり <u>4,200円</u>	
平総	農村等体験実習室	1室1日当たり <u>8,400円</u>	
合交	相談室	1室1日当たり <u>2,100円</u>	
流タ	談話室	1室1日当たり <u>1,700円</u>	
一ミ	宿泊休憩	1人1日当たり <u>3,600円</u>	
ナル	ふれあい広場キャンプ	1人1泊当たり <u>1,100円</u>	
パスカル	宿泊料	1人1泊2食当たり <u>16,000円</u>	
	会議室	1室1回当たり <u>2,000円</u>	
清見	オートキャンプ場	1回当たり <u>16,000円</u>	
森林公園大倉	コテージ	1棟当たり年間 <u>300,000円</u>	

高原	バンガロー	1回当たり <u>3,080円</u> 以内で規則で定める額	
飛驒	毛布、敷板、飯ごう、ランタン（ローソク付）等の款（略）		
高山	持込料	テント1張り1日当たり <u>1,230円</u> 以内で規則で定める額	
キャンプ場	オートキャンプのための車両	1台1日当たり <u>510円</u>	
岩舟	持込料	1回当たり <u>2,050円</u>	
河川公園	入場料の款（略）		
	コテージ	1棟1回当たり <u>2,570円</u>	
朴の木平駐車場	普通車（全長5m未満）	1回当たり <u>510円</u>	
	普通車（全長5m以上9m未満）及びマイクロバス	1回当たり <u>1,020円</u>	
	大型車（全長9m以上）	1回当たり <u>2,050円</u>	
	原動機付自転車及び自動二輪車の款（略）		
ジョイフルの木の	宿泊料	大人	1人1泊2食当たり <u>16,450円</u>
		小人（小学生以下）	1人1泊2食当たり <u>13,160円</u>
	入浴料	1人当たり <u>610円</u>	
	休憩料	1室1時間当たり <u>1,020円</u>	
	会議室	銚子の滝の間	1時間当たり <u>3,080円</u>
		百間の滝の間	1時間当たり <u>3,080円</u>
		御輿の滝の間	1時間当たり <u>10,280円</u>
殿下	宿泊室	1室1日当たり <u>4,320円</u>	
平総	農村等体験実習室	1室1日当たり <u>8,640円</u>	
合交	相談室	1室1日当たり <u>2,160円</u>	
流タ	談話室	1室1日当たり <u>1,740円</u>	
一ミ	宿泊休憩	1人1日当たり <u>3,700円</u>	
ナル	ふれあい広場キャンプ	1人1泊当たり <u>1,130円</u>	
パスカル	宿泊料	1人1泊2食当たり <u>16,450円</u>	
	会議室	1室1回当たり <u>2,050円</u>	
清見	オートキャンプ場	1回当たり <u>16,450円</u>	
森林公園大倉	コテージ	1棟当たり年間 <u>308,570円</u>	

滝				
そばの里荘川の部 (略)				
荘川の里	大人	個人	1人1回当たり <u>400円</u>	
		団体(25名以上)の項 (略)		
	小人(小学生及び中学生)の款 (略)			
	備考 (略)			
桜香の湯	大人	1人1回当たり <u>700円</u>	入湯税150円を含む。	
	小人(3歳以上12歳未満)の款 (略)			
	温泉スタンドの款 (略)			
みぼろ湖	サイトA		宿泊1回当たり <u>5,000円</u>	
			日帰り1回当たり <u>2,500円</u>	
オートキ	サイトB		宿泊1回当たり <u>4,000円</u>	
			日帰り1回当たり <u>2,000円</u>	
チャンプサイト	大人	1人1回当たり <u>500円</u>		
	小人の款 (略)			
備考 (略)				
胡桃島キャンプ場	入場料(1泊2日)		大人1人(中学生以上)	<u>1,000円</u>
			小人1人(3歳~小学生)	<u>1,000円</u>
	コテージ	1棟	<u>20,000円</u>	
	テントサイト		1区画(自動車用)	<u>3,000円</u>
1区画(オートバイ)			<u>1,500円</u>	
野麦峠の館	大人	個人	1人当たり <u>500円</u>	
		団体(15名以上)	1人当たり <u>350円</u>	
	中学生の款・小学生の款 (略)			
	備考 (略)			
野麦峠お助け小屋	素泊まり	大人	1人当たり <u>4,000円</u>	
		小人(小学生)	1人当たり <u>1,000円</u>	
	1泊2食	大人	1人当たり <u>7,000円</u>	
		小人(小学生)	1人当たり <u>3,500円</u>	
	1泊朝食	大人	1人当たり <u>5,000円</u>	
		小人(小学生)	1人当たり <u>2,000円</u>	
	1泊夕食	大人	1人当たり <u>6,000円</u>	
		小人(小学生)	1人当たり <u>3,000円</u>	

滝				
そばの里荘川の部 (略)				
荘川の里	大人	個人	1人1回当たり <u>410円</u>	
		団体(25名以上)の項 (略)		
	小人(小学生及び中学生)の款 (略)			
	備考 (略)			
桜香の湯	大人	1人1回当たり <u>710円</u>	入湯税150円を含む。	
	小人(3歳以上12歳未満)の款 (略)			
	温泉スタンドの款 (略)			
みぼろ湖	サイトA		宿泊1回当たり <u>5,140円</u>	
			日帰り1回当たり <u>2,570円</u>	
オートキ	サイトB		宿泊1回当たり <u>4,110円</u>	
			日帰り1回当たり <u>2,050円</u>	
チャンプサイト	大人	1人1回当たり <u>510円</u>		
	小人の款 (略)			
備考 (略)				
胡桃島キャンプ場	入場料(1泊2日)		大人1人(中学生以上)	<u>1,020円</u>
			小人1人(3歳~小学生)	<u>1,020円</u>
	コテージ	1棟	<u>20,570円</u>	
	テントサイト		1区画(自動車用)	<u>3,080円</u>
1区画(オートバイ)			<u>1,540円</u>	
野麦峠の館	大人	個人	1人当たり <u>510円</u>	
		団体(15名以上)	1人当たり <u>360円</u>	
	中学生の款・小学生の款 (略)			
	備考 (略)			
野麦峠お助け小屋	素泊まり	大人	1人当たり <u>4,110円</u>	
		小人(小学生)	1人当たり <u>1,020円</u>	
	1泊2食	大人	1人当たり <u>7,200円</u>	
		小人(小学生)	1人当たり <u>3,600円</u>	
	1泊朝食	大人	1人当たり <u>5,140円</u>	
		小人(小学生)	1人当たり <u>2,050円</u>	
	1泊夕食	大人	1人当たり <u>6,170円</u>	
		小人(小学生)	1人当たり <u>3,080円</u>	

野 麦 オ ー ト ビ レ ッ ジ	入場料	大人（高校生以上）	1人1泊当たり <u>630円</u>		
			1人デイキャンプ1回当たり <u>420円</u>		
		小人（小・中学生）	1人1泊当たり <u>315円</u>		
			1人デイキャンプ1回当たり <u>210円</u>		
	テントサイト	AC電源無し	宿泊キャンプ1泊目 <u>4,200円</u>		
			宿泊キャンプ2泊目から1泊当たり <u>1,575円</u>		
デイキャンプ1日当たり <u>1,050円</u>					
AC電源あり		宿泊キャンプ1泊目 <u>5,250円</u>			
		宿泊キャンプ2泊目から1泊当たり <u>2,100円</u>			
		デイキャンプ1日当たり <u>2,100円</u>			
塩 沢 温 泉 七 峰 館	研修室・会議室		1室1回当たり <u>1,500円</u>	宿泊者等が使用する場合は無料	
	入浴料	大人（中学生以上）	1人1回当たり <u>500円</u>		入湯税150円を含む。
		小人（小学生）の項	(略)		
	宿泊		1人1泊2食当たり <u>15,000円</u>		
	休憩	大人（中学生以上）	1人1回当たり <u>2,000円</u>		
		小人（小学生）	1人1回当たり <u>1,000円</u>		
温泉配湯の款 (略)					
野 麦 の 里	野麦学舎	市民		市民以外の者	
		半日	全日	半日	全日
	20名まで	<u>3,000円</u>	<u>4,500円</u>	<u>10,000円</u>	<u>15,000円</u>
	40名まで	<u>4,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>23,000円</u>
	41名以上	<u>5,000円</u>	<u>7,500円</u>	<u>23,000円</u>	<u>35,000円</u>
	野麦の館	素泊まり	大人（中学生以上）	1人当たり <u>4,000円</u>	
			小人（小学生）	1人当たり <u>1,000円</u>	
		1泊2食	大人（中学生以上）	1人当たり <u>8,000円</u>	
			小人（小学生）	1人当たり <u>4,000円</u>	
		1泊朝食	大人（中学生以上）	1人当たり <u>5,000円</u>	
小人（小学生）			1人当たり <u>2,000円</u>		
1泊夕食		大人（中学生以上）	1人当たり <u>7,000円</u>		
		小人（小学生）	1人当たり <u>3,500円</u>		
し ぶ き の	大人（中学生以上）		1回1人当たり <u>600円</u>	入湯税150円を含む。	
	小人（小学生）		1回1人当たり <u>400円</u>		

野 麦 オ ー ト ビ レ ッ ジ	入場料	大人（高校生以上）	1人1泊当たり <u>640円</u>		
			1人デイキャンプ1回当たり <u>430円</u>		
		小人（小・中学生）	1人1泊当たり <u>320円</u>		
			1人デイキャンプ1回当たり <u>210円</u>		
	テントサイト	AC電源無し	宿泊キャンプ1泊目 <u>4,320円</u>		
			宿泊キャンプ2泊目から1泊当たり <u>1,620円</u>		
デイキャンプ1日当たり <u>1,080円</u>					
AC電源あり		宿泊キャンプ1泊目 <u>5,400円</u>			
		宿泊キャンプ2泊目から1泊当たり <u>2,160円</u>			
		デイキャンプ1日当たり <u>2,160円</u>			
塩 沢 温 泉 七 峰 館	研修室・会議室		1室1回当たり <u>1,540円</u>	宿泊者等が使用する場合は無料	
	入浴料	大人（中学生以上）	1人1回当たり <u>510円</u>		入湯税150円を含む。
		小人（小学生）の項	(略)		
	宿泊		1人1泊2食当たり <u>15,420円</u>		
	休憩	大人（中学生以上）	1人1回当たり <u>2,050円</u>		
		小人（小学生）	1人1回当たり <u>1,020円</u>		
温泉配湯の款 (略)					
野 麦 の 里	野麦学舎	市民		市民以外の者	
		半日	全日	半日	全日
	20名まで	<u>3,080円</u>	<u>4,620円</u>	<u>10,280円</u>	<u>15,420円</u>
	40名まで	<u>4,110円</u>	<u>6,170円</u>	<u>15,420円</u>	<u>23,650円</u>
	41名以上	<u>5,140円</u>	<u>7,710円</u>	<u>23,650円</u>	<u>36,000円</u>
	野麦の館	素泊まり	大人（中学生以上）	1人当たり <u>4,110円</u>	
			小人（小学生）	1人当たり <u>1,020円</u>	
		1泊2食	大人（中学生以上）	1人当たり <u>8,220円</u>	
			小人（小学生）	1人当たり <u>4,110円</u>	
		1泊朝食	大人（中学生以上）	1人当たり <u>5,140円</u>	
小人（小学生）			1人当たり <u>2,050円</u>		
1泊夕食		大人（中学生以上）	1人当たり <u>7,200円</u>		
		小人（小学生）	1人当たり <u>3,600円</u>		
し ぶ き の	大人（中学生以上）		1回1人当たり <u>610円</u>	入湯税150円を含む。	
	小人（小学生）		1回1人当たり <u>410円</u>		

湯遊	温泉スタンドの款 (略)	
湯館		
四十	バンガロー等	1回当たり <u>25,500円</u>
八滝	持込料	テント1張り1日当たり <u>2,500円</u>
公園		
特選館あじかの部 (略)		
奥飛	テントサイト	1回当たり <u>6,000円</u> 以内で規則で定める額
驒温	入場料	大人 <u>800円</u> 、小人 <u>500円</u> 以内で規則で定める額
泉郷		
オー		
トキ		
ヤン		
プ場		
新穂高駐車場の部・あかんだな駐車場の部 (略)		
平湯	乗用車	駐車1日当たり <u>500円</u>
大滝	自動二輪車の款 (略)	
公園	大型バス	駐車1日当たり <u>2,000円</u>

湯遊	温泉スタンドの款 (略)	
湯館		
四十	バンガロー等	1回当たり <u>26,220円</u>
八滝	持込料	テント1張り1日当たり <u>2,570円</u>
公園		
特選館あじかの部 (略)		
奥飛	テントサイト	1回当たり <u>6,170円</u> 以内で規則で定める額
驒温	入場料	大人 <u>820円</u> 、小人 <u>510円</u> 以内で規則で定める額
泉郷		
オー		
トキ		
ヤン		
プ場		
新穂高駐車場の部・あかんだな駐車場の部 (略)		
平湯	乗用車	駐車1日当たり <u>510円</u>
大滝	自動二輪車の款 (略)	
公園	大型バス	駐車1日当たり <u>2,050円</u>

(高山市スキー場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 高山市スキー場の設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第44号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
施設	区分	料金	施設	区分	料金
乗鞍高原飛驒高山 スキー場	リフト	1回券 <u>250円</u>	乗鞍高原飛驒高山 スキー場	リフト	1回券 <u>250円</u>
		半日券 <u>2,000円</u> 以内で規則で定める額			半日券 <u>2,050円</u> 以内で規則で定める額
		13回券 <u>2,400円</u> 以内で規則で定める額			13回券 <u>2,460円</u> 以内で規則で定める額
		1日券 <u>3,600円</u> 以内で規則で定める額			1日券 <u>3,700円</u> 以内で規則で定める額
		シーズン券 <u>25,000円</u> 以内で規則で定める額			シーズン券 <u>25,710円</u> 以内で規則で定める額
スキー	スキー	1回当たり <u>1,500円</u> 以内で規則で定める額	スキー	スキー	1回当たり <u>1,540円</u> 以内で規則で定める額
		ブーツ			ブーツ
		1回当たり <u>1,300円</u> 以内で規則で定める額			1回当たり <u>1,330円</u> 以内で規則で定める額
ポール	ポール	1回当たり <u>500円</u> 以内で規則で定める額	ポール	ポール	1回当たり <u>510円</u> 以内で規則で定める額
モンデウス飛驒位 山スノーパーク	リフト	1回券 <u>250円</u>	モンデウス飛驒位 山スノーパーク	リフト	1回券 <u>250円</u>
		半日券 <u>2,800円</u> 以内で規則で定める額			半日券 <u>2,880円</u> 以内で規則で定める額

		11回券 <u>2,500</u> 円以内で規則で定める額			11回券 <u>2,570</u> 円以内で規則で定める額
		1日券 <u>3,500</u> 円以内で規則で定める額			1日券 <u>3,600</u> 円以内で規則で定める額
		シーズン券 <u>25,000</u> 円以内で規則で定める額			シーズン券 <u>25,710</u> 円以内で規則で定める額
		バンビーノ <u>500</u> 円以内で規則で定める額			バンビーノ <u>510</u> 円以内で規則で定める額
	スキー	1回当たり <u>2,200</u> 円以内で規則で定める額		スキー	1回当たり <u>2,260</u> 円以内で規則で定める額
	ブーツ	1回当たり <u>1,200</u> 円以内で規則で定める額		ブーツ	1回当たり <u>1,230</u> 円以内で規則で定める額
	ポール	1回当たり <u>500</u> 円以内で規則で定める額		ポール	1回当たり <u>510</u> 円以内で規則で定める額
	ウェア	1回当たり <u>2,500</u> 円以内で規則で定める額		ウェア	1回当たり <u>2,570</u> 円以内で規則で定める額
	スキーセット	1回当たり <u>3,000</u> 円以内で規則で定める額		スキーセット	1回当たり <u>3,080</u> 円以内で規則で定める額
	ボードセット	1回当たり <u>4,000</u> 円以内で規則で定める額		ボードセット	1回当たり <u>4,110</u> 円以内で規則で定める額
飛騨舟山スノーリゾートアルコピア	リフト	1回券 250円	飛騨舟山スノーリゾートアルコピア	リフト	1回券 250円
		半日券 <u>2,800</u> 円以内で規則で定める額			半日券 <u>2,880</u> 円以内で規則で定める額
		12回券 <u>2,500</u> 円以内で規則で定める額			12回券 <u>2,570</u> 円以内で規則で定める額
		1日券 <u>3,500</u> 円以内で規則で定める額			1日券 <u>3,600</u> 円以内で規則で定める額
	シーズン券 <u>25,000</u> 円以内で規則で定める額	シーズン券 <u>25,710</u> 円以内で規則で定める額			
	スノーキッズランド	1日当たり <u>500</u> 円以内で規則で定める額		スノーキッズランド	1日当たり <u>510</u> 円以内で規則で定める額
共通シーズン券	乗鞍高原飛騨高山スキー場、モンデウス飛騨位山スノーパーク及び飛騨舟山スノーリゾートアルコピア共通シーズン券	<u>30,000</u> 円以内で規則で定める額	共通シーズン券	乗鞍高原飛騨高山スキー場、モンデウス飛騨位山スノーパーク及び飛騨舟山スノーリゾートアルコピア共通シーズン券	<u>30,850</u> 円以内で規則で定める額

(高山市道路占用料条例の一部改正)

第20条 高山市道路占用料条例(昭和42年高山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.05</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.05</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあつては、100円)の合計額とする。</p>

(高山市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第21条 高山市法定外公共物の管理に関する条例(平成16年高山市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																		
<p>別表(第6条関係)</p> <p>1 土地使用料の表(略)</p> <p>2 流水使用料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発電以外の流水使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>流水使用料の額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱工業用</td> <td>毎秒1リットル</td> <td style="text-align: right;"><u>3,860</u>円</td> </tr> <tr> <td>製材業、製陶業等用</td> <td>毎秒1リットル</td> <td style="text-align: right;"><u>390</u>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他のものの項(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 河川産出物採取料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">土砂、砂利、砂の項・れき(栗石)(径が5センチメートル以上15センチメートル未満のもの)の項(略)</td> </tr> <tr> <td>玉石(径が15センチメートル以上30センチメートル未満のもの)</td> <td>100キログラム</td> <td style="text-align: right;"><u>168</u>円</td> </tr> <tr> <td>転石(岩石を含む。径が30センチメートル以上のもの)</td> <td>100キログラム</td> <td style="text-align: right;"><u>168</u>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">粘質土(堤防土及び肥料土を含む。)の項・その他のものの項(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	流水使用料の額(年額)	鉱工業用	毎秒1リットル	<u>3,860</u> 円	製材業、製陶業等用	毎秒1リットル	<u>390</u> 円	その他のものの項(略)			備考(略)			種別	単位	金額(年額)	土砂、砂利、砂の項・れき(栗石)(径が5センチメートル以上15センチメートル未満のもの)の項(略)			玉石(径が15センチメートル以上30センチメートル未満のもの)	100キログラム	<u>168</u> 円	転石(岩石を含む。径が30センチメートル以上のもの)	100キログラム	<u>168</u> 円	粘質土(堤防土及び肥料土を含む。)の項・その他のものの項(略)			備考(略)			<p>別表(第6条関係)</p> <p>1 土地使用料の表(略)</p> <p>2 流水使用料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発電以外の流水使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>流水使用料の額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉱工業用</td> <td>毎秒1リットル</td> <td style="text-align: right;"><u>3,970</u>円</td> </tr> <tr> <td>製材業、製陶業等用</td> <td>毎秒1リットル</td> <td style="text-align: right;"><u>400</u>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他のものの項(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 河川産出物採取料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">土砂、砂利、砂の項・れき(栗石)(径が5センチメートル以上15センチメートル未満のもの)の項(略)</td> </tr> <tr> <td>玉石(径が15センチメートル以上30センチメートル未満のもの)</td> <td>100キログラム</td> <td style="text-align: right;"><u>170</u>円</td> </tr> <tr> <td>転石(岩石を含む。径が30センチメートル以上のもの)</td> <td>100キログラム</td> <td style="text-align: right;"><u>170</u>円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">粘質土(堤防土及び肥料土を含む。)の項・その他のものの項(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">備考(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	流水使用料の額(年額)	鉱工業用	毎秒1リットル	<u>3,970</u> 円	製材業、製陶業等用	毎秒1リットル	<u>400</u> 円	その他のものの項(略)			備考(略)			種別	単位	金額(年額)	土砂、砂利、砂の項・れき(栗石)(径が5センチメートル以上15センチメートル未満のもの)の項(略)			玉石(径が15センチメートル以上30センチメートル未満のもの)	100キログラム	<u>170</u> 円	転石(岩石を含む。径が30センチメートル以上のもの)	100キログラム	<u>170</u> 円	粘質土(堤防土及び肥料土を含む。)の項・その他のものの項(略)			備考(略)		
種別	単位	流水使用料の額(年額)																																																																	
鉱工業用	毎秒1リットル	<u>3,860</u> 円																																																																	
製材業、製陶業等用	毎秒1リットル	<u>390</u> 円																																																																	
その他のものの項(略)																																																																			
備考(略)																																																																			
種別	単位	金額(年額)																																																																	
土砂、砂利、砂の項・れき(栗石)(径が5センチメートル以上15センチメートル未満のもの)の項(略)																																																																			
玉石(径が15センチメートル以上30センチメートル未満のもの)	100キログラム	<u>168</u> 円																																																																	
転石(岩石を含む。径が30センチメートル以上のもの)	100キログラム	<u>168</u> 円																																																																	
粘質土(堤防土及び肥料土を含む。)の項・その他のものの項(略)																																																																			
備考(略)																																																																			
種別	単位	流水使用料の額(年額)																																																																	
鉱工業用	毎秒1リットル	<u>3,970</u> 円																																																																	
製材業、製陶業等用	毎秒1リットル	<u>400</u> 円																																																																	
その他のものの項(略)																																																																			
備考(略)																																																																			
種別	単位	金額(年額)																																																																	
土砂、砂利、砂の項・れき(栗石)(径が5センチメートル以上15センチメートル未満のもの)の項(略)																																																																			
玉石(径が15センチメートル以上30センチメートル未満のもの)	100キログラム	<u>170</u> 円																																																																	
転石(岩石を含む。径が30センチメートル以上のもの)	100キログラム	<u>170</u> 円																																																																	
粘質土(堤防土及び肥料土を含む。)の項・その他のものの項(略)																																																																			
備考(略)																																																																			

(高山市都市公園条例の一部改正)

第22条 高山市都市公園条例(昭和41年高山市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第11条(略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けた期間が1月未満のものについての使用料は、別表に掲げる額の使用料に<u>100分の105</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。</p> <p>3・4(略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第11条(略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第5条第1項若しくは第3項の許可を受けた期間が1月未満のものについての使用料は、別表に掲げる額の使用料に<u>100分の108</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。)とする。</p> <p>3・4(略)</p>

(高山市地区公園条例の一部改正)

第23条 高山市地区公園条例(平成16年高山市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による許可を受けた期間が1月未満のものについての使用料は、別表第2に掲げる額の使用料に<u>100分の105</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による許可を受けた期間が1月未満のものについての使用料は、別表第2に掲げる額の使用料に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

(高山市営住宅条例の一部改正)

第24条 高山市営住宅条例（平成9年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料)</p> <p>第59条 駐車場の使用料は、1台につき月額<u>3,150円</u>以内の範囲内で、規則で定める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第59条 駐車場の使用料は、1台につき月額<u>3,240円</u>以内の範囲内で、規則で定める。</p> <p>2 (略)</p>

(高山市特定市営住宅管理条例の一部改正)

第25条 高山市特定市営住宅管理条例（平成7年高山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(自動車保管場所の使用料)</p> <p>第15条 入居者は、自己の使用する自動車を保管するため、市長の許可を受けて特定市営住宅敷地内の自動車保管場所として指定された場所を使用するときは、1台につき月額<u>3,150円</u>を超えない範囲内で、規則で定める額を自動車保管使用料（以下「保管使用料」という。）として納入しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(自動車保管場所の使用料)</p> <p>第15条 入居者は、自己の使用する自動車を保管するため、市長の許可を受けて特定市営住宅敷地内の自動車保管場所として指定された場所を使用するときは、1台につき月額<u>3,240円</u>を超えない範囲内で、規則で定める額を自動車保管使用料（以下「保管使用料」という。）として納入しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>

(高山市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第26条 高山市特定公共賃貸住宅管理条例（平成8年高山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(自動車保管場所の使用料)</p> <p>第20条 入居者は、自己の使用する自動車を保管するため、市長の許可を受けて特定公共賃貸住宅敷地内の自動車保管場所として指定された場所を使用するときは、1台につき月額<u>3,150円</u>を超えない範囲内で、規則で定める額を自動車保管使用料（以下「保管使用料」という。）として納入しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(自動車保管場所の使用料)</p> <p>第20条 入居者は、自己の使用する自動車を保管するため、市長の許可を受けて特定公共賃貸住宅敷地内の自動車保管場所として指定された場所を使用するときは、1台につき月額<u>3,240円</u>を超えない範囲内で、規則で定める額を自動車保管使用料（以下「保管使用料」という。）として納入しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>

(高山市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第27条 高山市駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和43年高山市条例第58号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
別表（第6条関係）	別表（第6条関係）

単位	車種	普通自動車	大型自動車	普通自動車	大型自動車	普通自動車	普通自動車	普通自動車
		軽自動車		軽自動車		軽自動車	軽自動車	軽自動車

普通駐車券の部 (略)

回数	150円券	12枚	1,500円					
駐車券	300円券	12枚	3,000円					
定期 駐車券	全日	6,500	—	9,000	—	6,500	6,500	9,000
	1月につき	4,000	—	6,500	—	4,000	4,000	6,500

備考 (略)

単位	車種	普通自動車	大型自動車	普通自動車	大型自動車	普通自動車	普通自動車	普通自動車
		軽自動車		軽自動車		軽自動車	軽自動車	軽自動車

普通駐車券の部 (略)

回数	150円券	12枚	1,540円					
駐車券	300円券	12枚	3,080円					
定期 駐車券	全日	6,680	—	9,250	—	6,680	6,680	9,250
	1月につき	4,110	—	6,680	—	4,110	4,110	6,680

備考 (略)

(高山市下水道使用料条例の一部改正)

第28条 高山市下水道使用料条例(昭和53年高山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第5条 使用料の額は、使用月ごとに使用者が排除した汚水の量に応じ、基本料金と従量料金の合計額(前条第1項及び第2項の規定により取り付け計測装置があるときは、その使用料を加えた額)に<u>100分の1.05</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 使用料の額は、使用月ごとに使用者が排除した汚水の量に応じ、基本料金と従量料金の合計額(前条第1項及び第2項の規定により取り付け計測装置があるときは、その使用料を加えた額)に<u>100分の1.08</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>

(高山市下水道センター管理条例の一部改正)

第29条 高山市下水道センター管理条例(昭和52年高山市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定空地の使用期間が1月未満のものについての使用料は、別表に定める使用料により算出した額に<u>100分の1.05</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定空地の使用期間が1月未満のものについての使用料は、別表に定める使用料により算出した額に<u>100分の1.08</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数</p>

金額は切り捨てる。)とする。

3 (略)

別表 (第6条関係)

区分	会議室	指定空地
午前	1,570 円	
午後	2,100 円	
1 日	3,150 円	1 平方メートルにつき 1 円

備考 (略)

金額は切り捨てる。)とする。

3 (略)

別表 (第6条関係)

区分	会議室	指定空地
午前	1,620 円	
午後	2,160 円	
1 日	3,240 円	1 平方メートルにつき 1 円

備考 (略)

(高山市立学校の設置等に関する条例の一部改正)

第30条 高山市立学校の設置等に関する条例 (昭和39年高山市条例第26号) の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1 (第5条関係)					別表第1 (第5条関係)				
区分		使用料の額			区分		使用料の額		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
屋内 運動 場	165 平方メートル未満のもの	円	円	円	屋内 運動 場	165 平方メートル未満のもの	円	円	円
	165 平方メートル以上 330 平方メートル未満のもの	310	420	520		165 平方メートル以上 330 平方メートル未満のもの	320	430	540
	330 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの	420	630	840		330 平方メートル以上 500 平方メートル未満のもの	430	640	860
	500 平方メートル以上のもの	630	840	1,050		500 平方メートル以上のもの	640	860	1,080
校舎	教室	840	1,050	1,260	校舎	教室	860	1,080	1,290
	その他の室	310	420	520		その他の室	320	430	540
備考 (略)					備考 (略)				
別表第2 (第5条関係)					別表第2 (第5条関係)				
区分		単位	使用料の額		区分		単位	使用料の額	
夜間照明施設	高山市立中山中学校屋外運動場	全面	2,600 円		夜間照明施設	高山市立中山中学校屋外運動場	全面	2,670 円	
		半面	1,300 円				半面	1,330 円	
	上記以外の施設	1,300 円		上記以外の施設		1,330 円			
備考 (略)					備考 (略)				

(高山市民文化会館条例の一部改正)

第31条 高山市民文化会館条例 (昭和56年高山市条例第57号) の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

(附属施設使用料及び保証金)

第16条 附属施設の利用者は、別表第2に定める使用料の額に100分の105を乗じて得た使用料（その使用料に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）及び保証金を納入しなければならない。

2・3 (略)

別表第1 (第7条関係)

時間区分等 使用区分		9:00~		13:00~		17:00~		9:00~		13:00~		9:00~		延長1時間 につき	冷暖房料(1 時間につき)			
		12:00	16:00	16:00	21:00	21:00	21:00	21:00	21:00	21:00	21:00	21:00						
室名	大ホール	平日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
		土・日・ 休日	<u>12,200</u>	<u>19,300</u>	<u>31,600</u>	<u>31,500</u>	<u>50,900</u>	<u>63,100</u>	<u>6,300</u>	<u>6,800</u>	<u>16,300</u>	<u>25,400</u>	<u>41,700</u>	<u>41,700</u>	<u>67,100</u>	<u>83,400</u>	<u>8,100</u>	<u>6,800</u>
		平日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
小ホール	平日	<u>4,000</u>	<u>6,100</u>	<u>10,100</u>	<u>10,100</u>	<u>16,200</u>	<u>20,200</u>	<u>1,800</u>	<u>2,100</u>	<u>5,000</u>	<u>7,100</u>	<u>12,200</u>	<u>12,100</u>	<u>19,300</u>	<u>24,300</u>	<u>2,500</u>	<u>2,100</u>	
	土・日・ 休日																	
	平日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
楽屋	1	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>	
	2	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>	
	3	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>	
	4	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>4,300</u>	<u>5,000</u>	<u>6,800</u>	<u>700</u>	<u>600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>4,300</u>	<u>5,000</u>	<u>6,800</u>	<u>700</u>	<u>600</u>	
	5	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>4,300</u>	<u>5,000</u>	<u>6,800</u>	<u>700</u>	<u>600</u>	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>	
	6	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>	
	7	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>									
楽屋事務室		<u>600</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	200	200									
主催者事務室		<u>600</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	200	200									
浴室		<u>600</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	200	200									
シャワー室		<u>600</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	200	200									
リハーサル室		<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>4,300</u>	<u>5,000</u>	<u>6,800</u>	<u>700</u>	<u>600</u>									
会議室	1	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>3,000</u>	<u>4,300</u>	<u>5,500</u>	<u>1,200</u>	<u>1,100</u>									
	2	<u>1,300</u>	<u>2,000</u>	<u>2,600</u>	<u>3,300</u>	<u>4,600</u>	<u>5,900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,100</u>									
練習室	1	<u>700</u>	<u>1,100</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>2,900</u>	<u>3,600</u>	<u>600</u>	<u>500</u>									
	2	<u>700</u>	<u>1,100</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>2,900</u>	<u>3,600</u>	<u>600</u>	<u>500</u>									

(附属施設使用料及び保証金)

第16条 附属施設の利用者は、別表第2に定める使用料の額に100分の108を乗じて得た使用料（その使用料に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）及び保証金を納入しなければならない。

2・3 (略)

別表第1 (第7条関係)

時間区分等 使用区分		9:00~		13:00~		17:00~		9:00~		13:00~		9:00~		延長1時間 につき	冷暖房料(1 時間につき)			
		12:00	16:00	16:00	21:00	21:00	21:00	21:00	21:00	21:00	21:00							
室名	大ホール	平日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
		土・日・ 休日	<u>12,540</u>	<u>19,850</u>	<u>32,500</u>	<u>32,400</u>	<u>52,350</u>	<u>64,900</u>	<u>6,480</u>	<u>6,990</u>	<u>16,760</u>	<u>26,120</u>	<u>42,890</u>	<u>42,890</u>	<u>69,010</u>	<u>85,780</u>	<u>8,330</u>	<u>6,990</u>
		平日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
小ホール	平日	<u>4,110</u>	<u>6,270</u>	<u>10,380</u>	<u>10,380</u>	<u>16,660</u>	<u>20,770</u>	<u>1,850</u>	<u>2,160</u>	<u>5,140</u>	<u>7,300</u>	<u>12,540</u>	<u>12,440</u>	<u>19,850</u>	<u>24,990</u>	<u>2,570</u>	<u>2,160</u>	
	土・日・ 休日																	
	平日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
楽屋	1	<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>	<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>	
	2	<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>	<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>	
	3	<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>	<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>	
	4	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>	<u>4,420</u>	<u>5,140</u>	<u>6,990</u>	<u>720</u>	<u>610</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>	<u>4,420</u>	<u>5,140</u>	<u>6,990</u>	<u>720</u>	<u>610</u>	
	5	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>	<u>4,420</u>	<u>5,140</u>	<u>6,990</u>	<u>720</u>	<u>610</u>	<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>	
	6	<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>	<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>	
	7	<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>									
楽屋事務室		<u>610</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,330</u>	<u>1,640</u>	<u>2,260</u>	200	200									
主催者事務室		<u>610</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,330</u>	<u>1,640</u>	<u>2,260</u>	200	200									
浴室		<u>610</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,330</u>	<u>1,640</u>	<u>2,260</u>	200	200									
シャワー室		<u>610</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,330</u>	<u>1,640</u>	<u>2,260</u>	200	200									
リハーサル室		<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>	<u>4,420</u>	<u>5,140</u>	<u>6,990</u>	<u>720</u>	<u>610</u>									
会議室	1	<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>3,080</u>	<u>4,420</u>	<u>5,650</u>	<u>1,230</u>	<u>1,130</u>									
	2	<u>1,330</u>	<u>2,050</u>	<u>2,670</u>	<u>3,390</u>	<u>4,730</u>	<u>6,060</u>	<u>1,230</u>	<u>1,130</u>									
練習室	1	<u>720</u>	<u>1,130</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>2,980</u>	<u>3,700</u>	<u>610</u>	<u>510</u>									
	2	<u>720</u>	<u>1,130</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>2,980</u>	<u>3,700</u>	<u>610</u>	<u>510</u>									

	3		<u>1,300</u>	<u>2,000</u>	<u>2,600</u>	<u>3,300</u>	<u>4,600</u>	<u>5,900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,100</u>
展示室	平日		<u>1,400</u>	<u>2,100</u>	<u>2,700</u>	<u>3,500</u>	<u>4,800</u>	<u>6,200</u>	<u>1,200</u>	<u>1,100</u>
	土・日・休日		<u>2,100</u>	<u>3,200</u>	<u>4,000</u>	<u>5,300</u>	<u>7,200</u>	<u>9,300</u>	<u>1,800</u>	<u>1,600</u>
ホワイエ								<u>15,200</u>	<u>2,700</u>	<u>2,100</u>
ロビー								<u>15,200</u>	<u>2,700</u>	<u>2,100</u>
附属設備の部 (略)										
備考 (略)										

	3		<u>1,330</u>	<u>2,050</u>	<u>2,670</u>	<u>3,390</u>	<u>4,730</u>	<u>6,060</u>	<u>1,230</u>	<u>1,130</u>
展示室	平日		<u>1,440</u>	<u>2,160</u>	<u>2,770</u>	<u>3,600</u>	<u>4,930</u>	<u>6,370</u>	<u>1,230</u>	<u>1,130</u>
	土・日・休日		<u>2,160</u>	<u>3,290</u>	<u>4,110</u>	<u>5,450</u>	<u>7,400</u>	<u>9,560</u>	<u>1,850</u>	<u>1,640</u>
ホワイエ								<u>15,630</u>	<u>2,770</u>	<u>2,160</u>
ロビー								<u>15,630</u>	<u>2,770</u>	<u>2,160</u>
附属設備の部 (略)										
備考 (略)										

(高山市丹生川文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第32条 高山市丹生川文化ホールの設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前										改正後										
別表(第7条関係)										別表(第7条関係)										
区分		9:00~ 12:00	13:00~ 16:00	17:00~ 21:00	9:00~ 16:00	13:00~ 21:00	9:00~ 21:00	延長1時間 につき	冷暖房料(1 時間につき)											
室名	多目的ホール	平日	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		土・日・休日	<u>5,000</u>	<u>7,600</u>	<u>12,600</u>	<u>12,600</u>	<u>20,200</u>	<u>25,200</u>	<u>2,200</u>	<u>2,600</u>	<u>6,000</u>	<u>8,500</u>	<u>14,500</u>	<u>14,500</u>	<u>23,000</u>	<u>29,000</u>	<u>3,000</u>	<u>2,600</u>		
楽屋		<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>											
浴室		<u>600</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	200	—											
区分		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:30~ 21:30	9:00~ 17:00	13:00~ 21:30	9:00~ 21:30	延長1時間 につき	冷暖房料(1 時間につき)											
室名	1階研修室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	200	200	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			
	健康相談室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	200	200	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			
	視聴覚室	<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410			
	情報管理室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	200	200	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			
	営農実験室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	200	200	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			
	2階研修室	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	200	200	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			
附属設備の部 (略)										附属設備の部 (略)										
備考 (略)										備考 (略)										

(高山市国府文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第33条 高山市国府文化ホールの設置及び管理に関する条例(平成22年高山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前										改正後									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表（第10条関係）

区分			9:00～ 12:00	13:00～ 16:00	17:00～ 21:30	9:00～ 16:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	延長1時間 につき	冷暖房料（1 時間につき）
室名	ホール	平日	円 <u>5,500</u>	円 <u>8,300</u>	円 <u>13,800</u>	円 <u>13,800</u>	円 <u>22,100</u>	円 <u>27,600</u>	円 <u>2,600</u>	円 <u>3,000</u>
		土・日・ 休日	<u>7,000</u>	<u>9,900</u>	<u>16,900</u>	<u>16,900</u>	<u>26,800</u>	<u>33,800</u>	<u>3,600</u>	<u>3,000</u>
楽屋A			<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>
楽屋B			<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>
楽屋C			<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>
浴室			<u>600</u>	<u>700</u>	<u>900</u>	<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	200	200
附属設備の部（略）										

備考（略）

別表（第10条関係）

区分			9:00～ 12:00	13:00～ 16:00	17:00～ 21:30	9:00～ 16:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	延長1時間 につき	冷暖房料（1 時間につき）
室名	ホール	平日	円 <u>5,650</u>	円 <u>8,530</u>	円 <u>14,190</u>	円 <u>14,190</u>	円 <u>22,730</u>	円 <u>28,380</u>	円 <u>2,670</u>	円 <u>3,080</u>
		土・日・ 休日	<u>7,200</u>	<u>10,180</u>	<u>17,380</u>	<u>17,380</u>	<u>27,560</u>	<u>34,760</u>	<u>3,700</u>	<u>3,080</u>
楽屋A			<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>
楽屋B			<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>
楽屋C			<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>
浴室			<u>610</u>	<u>720</u>	<u>920</u>	<u>1,330</u>	<u>1,640</u>	<u>2,260</u>	200	200
附属設備の部（略）										

備考（略）

（高山市文化伝承館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第34条 高山市文化伝承館の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第70号）の一部を次のように改正する。

改正前										改正後										
別表（第10条関係）										別表（第10条関係）										
時間区分等		9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:30～ 21:30	9:00～ 17:00	13:00～ 21:30	9:00～ 21:30	延長1時間 につき	冷暖房料（1 時間につき）											
使用区分	本館	多目的室	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>8,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>500円</u>										
		和室	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>5,000円</u>	<u>6,000円</u>	<u>8,000円</u>	<u>1,000円</u>	<u>500円</u>										
別館	茶室	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,500円</u>	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>	<u>500円</u>												
備考（略）										備考（略）										

（高山市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第35条 高山市図書館の設置及び管理に関する条例（平成15年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後									
別表（第15条関係）						別表（第15条関係）									
時間区分等		午前9:30～午後0:00		午後1:00～午後5:00		午後6:00～午後9:30		延長1時間 につき	冷暖房料（1 時間につき）						
名称	学習ホール（控室 含む。）	<u>3,000円</u>		<u>4,200円</u>		<u>4,800円</u>		<u>1,500円</u>	<u>1,200円</u>						
名称	学習ホール（控室 含む。）	<u>3,080円</u>		<u>4,320円</u>		<u>4,930円</u>		<u>1,540円</u>	<u>1,230円</u>						

備考

1 学習ホールを3分割し、それぞれを1単位として使用することができる。この場合の使用料は、この表に定める使用料の3分の1に相当する額を1単位として算出する。

2・3 (略)

備考 (略)

1 学習ホールを3分割し、それぞれを1単位として使用することができる。この場合の使用料は、この表に定める使用料の3分の1に相当する額を1単位として算出する。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2・3 (略)

(高山市公民館設置条例の一部改正)

第36条 高山市公民館設置条例(昭和36年高山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前										改正後																			
別表第2(第6条関係)										別表第2(第6条関係)																			
名称	区分	使用時間区分						延長1時間 につき	冷暖房料(1 時間につき)	名称	区分	使用時間区分						延長1時間 につき	冷暖房料(1 時間につき)										
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:30~ 21:30	9:00~ 17:00	13:00~ 21:30	9:00~ 21:30					9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:30~ 21:30	9:00~ 17:00	13:00~ 21:30	9:00~ 21:30												
高山市 公民館	講堂	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		5,000	6,900	8,100	11,900	15,000	20,000	2,500	2,100			5,140	7,090	8,330	12,240	15,420	20,570	2,570	2,160			5,140	7,090	8,330	12,240	15,420	20,570	2,570	2,160
	美術工芸室	1,200	1,800	1,800	3,000	3,600	4,800	500	400			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	音楽室1	1,200	1,800	1,800	3,000	3,600	4,800	500	400			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	音楽室2	1,200	1,800	1,800	3,000	3,600	4,800	500	400			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	学習室1	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	学習室2	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	視聴覚室	1,200	1,800	1,800	3,000	3,600	4,800	500	400			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	料理室	2,500	3,700	3,700	6,200	7,400	9,900	1,200	1,100			2,570	3,800	3,800	6,370	7,610	10,180	1,230	1,130			2,570	3,800	3,800	6,370	7,610	10,180	1,230	1,130
	会議室1	2,500	3,700	3,700	6,200	7,400	9,900	1,200	1,100			2,570	3,800	3,800	6,370	7,610	10,180	1,230	1,130			2,570	3,800	3,800	6,370	7,610	10,180	1,230	1,130
	会議室2	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	会議室3	1,200	1,800	1,800	3,000	3,600	4,800	500	400			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
和室(大)	1,800	2,500	2,500	4,300	5,000	6,800	700	600			1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610			1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610	
和室(小)	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
丹生川 公民館	3-3 会議室	1,200	1,800	1,800	3,000	3,600	4,800	500	400			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	3-4 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
清見公 民館	2-1 会議室	1,200	1,800	1,800	3,000	3,600	4,800	500	400			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410			1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410
	2-2 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2-3 和室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2-4 和室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	2-5 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200
	3-1 会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200			720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200

	3—2 会議室		<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>
荘川公民館	多目的ホール		<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>4,300</u>	<u>5,000</u>	<u>6,800</u>	<u>700</u>	<u>600</u>
	会議室 1		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	会議室 2		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	会議室 3		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
一之宮公民館	多目的ホール		<u>5,000</u>	<u>6,900</u>	<u>8,100</u>	<u>11,900</u>	<u>15,000</u>	<u>20,000</u>	<u>2,500</u>	<u>2,100</u>
	青年室		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	女性室		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	児童室		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	第 1 研修室		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	第 2 研修室		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	第 3 研修室		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	視聴覚室		<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>
	調理実習室		<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>
久々野公民館	多目的 ホール	平日	<u>4,000</u>	<u>6,100</u>	<u>10,100</u>	<u>10,100</u>	<u>16,200</u>	<u>20,200</u>	<u>1,800</u>	<u>2,100</u>
		土・日 ・休日	<u>5,000</u>	<u>7,100</u>	<u>12,100</u>	<u>12,100</u>	<u>19,200</u>	<u>24,200</u>	<u>2,500</u>	<u>2,100</u>
	大会議室		<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>4,300</u>	<u>5,000</u>	<u>6,800</u>	<u>700</u>	<u>600</u>
	1 階和室		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	2 階会議室		<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>
	2 階和室		<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>4,300</u>	<u>5,000</u>	<u>6,800</u>	<u>700</u>	<u>600</u>
	研修室		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	調理実習室		<u>2,500</u>	<u>3,700</u>	<u>3,700</u>	<u>6,200</u>	<u>7,400</u>	<u>9,900</u>	<u>1,200</u>	<u>1,100</u>
	実習室		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	3 階会議室		<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>
	視聴覚室		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
秋神研修センター	大会議室		<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>4,300</u>	<u>5,000</u>	<u>6,800</u>	<u>700</u>	<u>600</u>
	研修室		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	老人室		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	青年室		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	調理実習室		<u>1,200</u>	<u>1,800</u>	<u>1,800</u>	<u>3,000</u>	<u>3,600</u>	<u>4,800</u>	<u>500</u>	<u>400</u>
燦燦朝日館ふ	多目的ホール		<u>5,000</u>	<u>6,900</u>	<u>8,100</u>	<u>11,900</u>	<u>15,000</u>	<u>20,000</u>	<u>2,500</u>	<u>2,100</u>
	会議室 1		<u>700</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>1,600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,500</u>	<u>200</u>	<u>200</u>

	3—2 会議室		<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>
荘川公民館	多目的ホール		<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>	<u>4,420</u>	<u>5,140</u>	<u>6,990</u>	<u>720</u>	<u>610</u>
	会議室 1		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	会議室 2		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	会議室 3		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
一之宮公民館	多目的ホール		<u>5,140</u>	<u>7,090</u>	<u>8,330</u>	<u>12,240</u>	<u>15,420</u>	<u>20,570</u>	<u>2,570</u>	<u>2,160</u>
	青年室		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	女性室		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	児童室		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	第 1 研修室		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	第 2 研修室		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	第 3 研修室		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	視聴覚室		<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>
	調理実習室		<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>
久々野公民館	多目的 ホール	平日	<u>4,110</u>	<u>6,270</u>	<u>10,380</u>	<u>10,380</u>	<u>16,660</u>	<u>20,770</u>	<u>1,850</u>	<u>2,160</u>
		土・日・ 休日	<u>5,140</u>	<u>7,300</u>	<u>12,440</u>	<u>12,440</u>	<u>19,740</u>	<u>24,890</u>	<u>2,570</u>	<u>2,160</u>
	大会議室		<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>	<u>4,420</u>	<u>5,140</u>	<u>6,990</u>	<u>720</u>	<u>610</u>
	1 階和室		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	2 階会議室		<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>
	2 階和室		<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>	<u>4,420</u>	<u>5,140</u>	<u>6,990</u>	<u>720</u>	<u>610</u>
	研修室		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	調理実習室		<u>2,570</u>	<u>3,800</u>	<u>3,800</u>	<u>6,370</u>	<u>7,610</u>	<u>10,180</u>	<u>1,230</u>	<u>1,130</u>
	実習室		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	3 階会議室		<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>
	視聴覚室		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
秋神研修センター	大会議室		<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>	<u>4,420</u>	<u>5,140</u>	<u>6,990</u>	<u>720</u>	<u>610</u>
	研修室		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	老人室		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	青年室		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
	調理実習室		<u>1,230</u>	<u>1,850</u>	<u>1,850</u>	<u>3,080</u>	<u>3,700</u>	<u>4,930</u>	<u>510</u>	<u>410</u>
燦燦朝日館ふ	多目的ホール		<u>5,140</u>	<u>7,090</u>	<u>8,330</u>	<u>12,240</u>	<u>15,420</u>	<u>20,570</u>	<u>2,570</u>	<u>2,160</u>
	会議室 1		<u>720</u>	<u>920</u>	<u>920</u>	<u>1,640</u>	<u>1,850</u>	<u>2,570</u>	<u>200</u>	<u>200</u>

れあい ホール	会議室 2	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200	
	会議室 3	1,200	1,800	1,800	3,000	3,600	4,800	500	400	
	会議室 4	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200	
	会議室 5	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200	
高根公 民館	調理室	1,200	1,800	1,800	3,000	3,600	4,800	500	400	
	研修室	1,800	2,500	2,500	4,300	5,000	6,800	700	600	
	多目的ホール	2,500	3,700	3,700	6,200	7,400	9,900	1,200	1,100	
国府公 民館	多目的室 A	1,800	2,500	2,500	4,300	5,000	6,800	700	600	
	多目的室 B	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200	
	多目的室 C	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200	
	研修室 A	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200	
	研修室 B	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200	
上宝公 民館	集会室 1	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200	
	集会室 2	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200	
	集会室 3	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200	
奥飛驒 総合文 化セン ター	多目的 ホール	平日	3,000	4,500	7,500	7,500	12,000	15,000	1,400	1,700
		土・日	4,000	5,700	9,700	9,700	15,400	19,400	2,000	1,700
		・休日								
	老人談話室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200	
	女性談話室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200	
	調理実習室	1,200	1,800	1,800	3,000	3,600	4,800	500	400	
	小会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500	200	200	
名称	区分	使用時間区分			使用時間区分ごとの暖房料					
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:30~ 21:30	9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:30~ 21:30			
岩滝公民館	大会議室	円	円	円	円	円	円			
		300	400	600	200	200	400			
	会議室	200	300	400	100	100	200			
	和室	200	300	400	100	100	200			
新宮公民館	会議室	300	400	600	200	200	400			
奥飛驒 栃尾生涯学習館	社会教育室 1	200	300	400	100	100	200			
	社会教育室 2	300	400	600	200	200	400			
	社会教育室 3	200	300	400	100	100	200			

れあい ホール	会議室 2	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
	会議室 3	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410	
	会議室 4	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
	会議室 5	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
高根公 民館	調理室	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410	
	研修室	1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610	
	多目的ホール	2,570	3,800	3,800	6,370	7,610	10,180	1,230	1,130	
国府公 民館	多目的室 A	1,850	2,570	2,570	4,420	5,140	6,990	720	610	
	多目的室 B	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
	多目的室 C	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
	研修室 A	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
	研修室 B	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
上宝公 民館	集会室 1	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
	集会室 2	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
	集会室 3	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
奥飛驒 総合文 化セン ター	多目的 ホール	平日	3,080	4,620	7,710	7,710	12,340	15,420	1,440	1,740
		土・日	4,110	5,860	9,970	9,970	15,840	19,950	2,050	1,740
		・休日								
	老人談話室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
	女性談話室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
	調理実習室	1,230	1,850	1,850	3,080	3,700	4,930	510	410	
	小会議室	720	920	920	1,640	1,850	2,570	200	200	
名称	区分	使用時間区分			使用時間区分ごとの暖房料					
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:30~ 21:30	9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:30~ 21:30			
岩滝公民館	大会議室	円	円	円	円	円	円			
		300	410	610	200	200	410			
	会議室	200	300	410	100	100	200			
	和室	200	300	410	100	100	200			
新宮公民館	会議室	300	410	610	200	200	410			
奥飛驒 栃尾生涯学習館	社会教育室 1	200	300	410	100	100	200			
	社会教育室 2	300	410	610	200	200	410			
	社会教育室 3	200	300	410	100	100	200			

中会議室	300	400	600	200	200	400
柔道場	300	400	600	—	—	—
体育館	800	1,000	1,200	—	—	—

備考 (略)

中会議室	300	410	610	200	200	410
柔道場	300	410	610	—	—	—
体育館	820	1,020	1,230	—	—	—

備考 (略)

(高山市飛騨プラネタリウムの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第37条 高山市飛騨プラネタリウムの設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表(第7条関係)							別表(第7条関係)						
(単位:円)							(単位:円)						
区分	使用料			冷暖房料			区分	使用料			冷暖房料		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	9時~12時	13時~17時	18時30分~ 21時30分	9時~12時	13時~17時	18時30分~ 21時30分		9時~12時	13時~17時	18時30分~ 21時30分	9時~12時	13時~17時	18時30分~ 21時30分
実習室	200	300	400	100	100	200	実習室	200	300	410	100	100	200
研修室	300	400	600	200	200	400	研修室	300	410	610	200	200	410
多目的ホール	300	400	600	200	200	400	多目的ホール	300	410	610	200	200	410
プラネタリウム入場料							プラネタリウム入場料						
大人		500		(団体) 450		団体扱いは20名以上	大人		510		(団体) 460		団体扱いは20名以上
子供の項・幼児の項		(略)					子供の項・幼児の項		(略)				
備考 (略)							備考 (略)						

(高山市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第38条 高山市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例(昭和53年高山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第9条関係)				別表(第9条関係)			
使用料				使用料			
飛騨高山まちの博物館	区分	使用料の額		区分	使用料の額		
		1時間当たりの使用料	冷暖房料1時間当たり		1時間当たりの使用料	冷暖房料1時間当たり	
	研修室	1,000円	1,000円	研修室	1,020円	1,020円	
	永田酒蔵ホール	1,000円		永田酒蔵ホール	1,020円		
備考 (略)				備考 (略)			
荒川家住宅	区分	使用料の額		区分	使用料の額		
		全日	午前	午後	全日	午前	午後
	全室	2,600円	1,350円	1,550円	全室	2,670円	1,380円

	和室	1,250円	650円	850円					
備考 (略)									
飛騨位 山文化 交流館	区分	使用料の額							
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	17:00~ 21:00	9:00~ 17:00	13:00~ 21:00	9:00~ 21:00	延長1時 間につ き	冷暖房料 1時間あ たり
	企画展示室	2,500円	3,400円	3,400円	6,400円	6,400円	9,600円	1,500円	1,600円
	研修室	600円	800円	800円	1,500円	1,500円	2,100円	200円	120円
久々野 歴史民 俗資料 館	区分	使用料の額							
		8:30~12:00				12:00~17:00			
	学習室兼展示室	310円				310円			
上宝ふるさと歴史館の部 (略)									

	和室	1,280円	660円	870円					
備考 (略)									
飛騨位 山文化 交流館	区分	使用料の額							
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	17:00~ 21:00	9:00~ 17:00	13:00~ 21:00	9:00~ 21:00	延長1時 間につ き	冷暖房料 1時間あ たり
	企画展示室	2,570円	3,490円	3,490円	6,580円	6,580円	9,870円	1,540円	1,640円
	研修室	610円	820円	820円	1,540円	1,540円	2,160円	200円	120円
久々野 歴史民 俗資料 館	区分	使用料の額							
		8:30~12:00				12:00~17:00			
	学習室兼展示室	320円				320円			
上宝ふるさと歴史館の部 (略)									

(高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第39条 高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例(昭和56年高山市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前								改正後							
別表第2 (第11条関係)								別表第2 (第11条関係)							
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料					時間区分及び使用料							
			午前	午後	全日	夜間	夜間照明	午前	午後	全日	夜間	夜間照明			
			(単位:円)					(単位:円)							
グラウンド	大八グラウンド	全面	3,800	5,000	7,600	5,000	2,600	3,900	5,140	7,810	5,140	2,670			
		半面	1,900	2,500	3,800	2,500	1,300	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			
	南部グラウンド	全面	1,900	2,500	3,800	—	—	1,950	2,570	3,900	—	—			
	丹生川運動公園グラウンド	一面	1,900	2,500	3,800	2,500	1,300	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			
	清見グラウンド	全面	1,900	2,500	3,800	2,500	1,300	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			
	小鳥グラウンド	全面	1,900	2,500	3,800	2,500	1,300	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			
	荘川グラウンド	全面	1,900	2,500	3,800	2,500	1,300	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			
	久々野総合運動公園グラウンド	全面	3,800	5,000	7,600	5,000	2,600	3,900	5,140	7,810	5,140	2,670			
		半面	1,900	2,500	3,800	2,500	1,300	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			
	秋神グラウンド	全面	1,900	2,500	3,800	2,500	1,300	1,950	2,570	3,900	2,570	1,330			
高根総合グラウンド	全面	3,800	5,000	7,600	—	—	3,900	5,140	7,810	—	—				

		半面	<u>1,900</u>	<u>2,500</u>	<u>3,800</u>	—	—
	国府グラウンド	全面	<u>1,900</u>	<u>2,500</u>	<u>3,800</u>	<u>2,500</u>	<u>1,300</u>
	国府スポーツ公園	全面	<u>1,900</u>	<u>2,500</u>	<u>3,800</u>	—	—
	国府芝生公園	全面	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>1,300</u>	<u>800</u>	<u>400</u>
	本郷多目的グラウンド	全面	<u>1,900</u>	<u>2,500</u>	<u>3,800</u>	<u>2,500</u>	<u>1,300</u>
	奥飛驒村上総合グラウンド	全面	<u>1,900</u>	<u>2,500</u>	<u>3,800</u>	<u>2,500</u>	<u>1,300</u>
備考 (略)							

施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料						
			午前	午後1	午後2	全日	夜間1	夜間2	夜間照明 (各区分)
テニスコート	岡本テニスコート	1区画	<u>500</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>1,900</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>600</u>
	中山テニスコート	備考 (略)							
	丹生川運動公園テニスコート								
	清見テニスコート								
	荘川テニスコート								
	一之宮テニスコート								
	久々野総合運動公園テニスコート								
	秋神テニスコート								

施設	名称	時間区分及び使用料							
		使用方法	午前	午後	全日	夜間1	夜間2	夜間照明	
								夜間1	夜間2
野球場	中山公園野球場	全面	<u>1,900</u>	<u>2,500</u>	<u>3,800</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>2,500</u>	<u>5,000</u>
備考 (略)									

施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料			
			午前	午後	全日	
陸上競技場	中山公園陸上競技場	団体 (5名以上)	専用	<u>12,000</u>	<u>15,000</u>	<u>24,000</u>
			共用	<u>6,000</u>	<u>7,500</u>	<u>12,000</u>
		個人 (小中高生)	1回券の項 (略)			

		半面	<u>1,950</u>	<u>2,570</u>	<u>3,900</u>	—	—
	国府グラウンド	全面	<u>1,950</u>	<u>2,570</u>	<u>3,900</u>	<u>2,570</u>	<u>1,330</u>
	国府スポーツ公園	全面	<u>1,950</u>	<u>2,570</u>	<u>3,900</u>	—	—
	国府芝生公園	全面	<u>610</u>	<u>820</u>	<u>1,330</u>	<u>820</u>	<u>410</u>
	本郷多目的グラウンド	全面	<u>1,950</u>	<u>2,570</u>	<u>3,900</u>	<u>2,570</u>	<u>1,330</u>
	奥飛驒村上総合グラウンド	全面	<u>1,950</u>	<u>2,570</u>	<u>3,900</u>	<u>2,570</u>	<u>1,330</u>
備考 (略)							

施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料						
			午前	午後1	午後2	全日	夜間1	夜間2	夜間照明 (各区分)
テニスコート	岡本テニスコート	1区画	<u>510</u>	<u>720</u>	<u>720</u>	<u>1,950</u>	<u>720</u>	<u>720</u>	<u>610</u>
	中山テニスコート	備考 (略)							
	丹生川運動公園テニスコート								
	清見テニスコート								
	荘川テニスコート								
	一之宮テニスコート								
	久々野総合運動公園テニスコート								
	秋神テニスコート								

施設	名称	時間区分及び使用料							
		使用方法	午前	午後	全日	夜間1	夜間2	夜間照明	
								夜間1	夜間2
野球場	中山公園野球場	全面	<u>1,950</u>	<u>2,570</u>	<u>3,900</u>	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>	<u>2,570</u>	<u>5,140</u>
備考 (略)									

施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料			
			午前	午後	全日	
陸上競技場	中山公園陸上競技場	団体 (5名以上)	専用	<u>12,340</u>	<u>15,420</u>	<u>24,680</u>
			共用	<u>6,170</u>	<u>7,710</u>	<u>12,340</u>
		個人 (小中高生)	1回券の項 (略)			

			12回券	500	500	—
	個人（一般）	1回券の項（略）				
		12回券	2,000	2,000	—	
日和田ハイランド陸上競技場	団体（5名以上）		3,000	4,000	6,000	
	個人（小中高生）	1回券の項（略）				
		12回券	500	500	—	
	個人（一般）	1回券の項（略）				
		12回券	2,000	2,000	—	
備考（略）						
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料			
			午前	午後	全日	夜間
管理事務所	中山公園管理事務所	全部	300	500	700	600
備考（略）						
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料			
			午前	午後	全日	夜間
相撲場	高山市相撲場	全部	400	600	1,000	900
備考（略）						
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料			
			午前	午後	全日	夜間
屋内軽スポーツ場・屋外ゲートボール場	高山市屋内軽スポーツ場 八幡屋内ゲートボール場 松倉屋内ゲートボール場 高山西スポーツ・地域交流会館 丹生川中央屋内体育ふれあい施設 丹生川東部屋内体育ふれあい施設 丹生川大萱多目的屋内運動施設 丹生川荒城多目的屋内運動施設 清見高齢者運動広場	1面	400	700	1,100	1,000
備考（略）						

			12回券	510	510	—
	個人（一般）	1回券の項（略）				
		12回券	2,050	2,050	—	
日和田ハイランド陸上競技場	団体（5名以上）		3,080	4,110	6,170	
	個人（小中高生）	1回券の項（略）				
		12回券	510	510	—	
	個人（一般）	1回券の項（略）				
		12回券	2,050	2,050	—	
備考（略）						
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料			
			午前	午後	全日	夜間
管理事務所	中山公園管理事務所	全部	300	510	720	610
備考（略）						
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料			
			午前	午後	全日	夜間
相撲場	高山市相撲場	全部	410	610	1,020	920
備考（略）						
施設	名称	使用方法	時間区分及び使用料			
			午前	午後	全日	夜間
屋内軽スポーツ場・屋外ゲートボール場	高山市屋内軽スポーツ場 八幡屋内ゲートボール場 松倉屋内ゲートボール場 高山西スポーツ・地域交流会館 丹生川中央屋内体育ふれあい施設 丹生川東部屋内体育ふれあい施設 丹生川大萱多目的屋内運動施設 丹生川荒城多目的屋内運動施設 清見高齢者運動広場	1面	410	720	1,130	1,020
備考（略）						

活性化施設	荘川ドーム 一之宮屋内運動場 一之宮ゲートボール場 久々野体育館ゲートボール場 久々野総合運動公園老人運動広場 朝日屋内ゲートボール場 秋神屋内ゲートボール場 高根屋内ゲートボール場 国府屋内運動場 国府屋外ゲートボール場 本郷屋内運動場 奥飛騨栃尾屋内運動場
-------	---

施設	名称	使用方法	使用料		
			幼児	小中学生	高校生以上

プールの部 (略)

施設	名称	使用方法	時間区分	使用料 (1時間当たり)	照明料 (1時間当たり)	
体育館 ・武道館	丹生川体育館	全面	8時30分～21時30分	400	250	
	丹生川運動公園管理休憩棟	全面	8時30分～21時30分	400	—	
	小鳥体育館	全面	8時30分～21時30分	400	250	
	清見B&G海洋センター体育館	1Fアリーナ	全面	8時30分～22時	800	500
			半面	8時30分～22時	400	250
	センター体育館	2F体育室	全面	8時30分～22時	400	250
		ミーティングルーム	全面	8時30分～22時	400	—
	荘川体育館		全面	8時30分～21時30分	800	500
			半面	8時30分～21時30分	400	250
	久々野体育館	アリーナ	全面	8時30分～22時	1,600	1,000
			半面	8時30分～22時	800	500
			1/4面	8時30分～22時	400	250

活性化施設	荘川ドーム 一之宮屋内運動場 一之宮ゲートボール場 久々野体育館ゲートボール場 久々野総合運動公園老人運動広場 朝日屋内ゲートボール場 秋神屋内ゲートボール場 高根屋内ゲートボール場 国府屋内運動場 国府屋外ゲートボール場 本郷屋内運動場 奥飛騨栃尾屋内運動場
-------	---

施設	名称	使用方法	使用料		
			幼児	小中学生	高校生以上

プールの部 (略)

施設	名称	使用方法	時間区分	使用料 (1時間当たり)	照明料 (1時間当たり)	
体育館 ・武道館	丹生川体育館	全面	8時30分～21時30分	410	250	
	丹生川運動公園管理休憩棟	全面	8時30分～21時30分	410	—	
	小鳥体育館	全面	8時30分～21時30分	410	250	
	清見B&G海洋センター体育館	1Fアリーナ	全面	8時30分～22時	820	510
			半面	8時30分～22時	410	250
	センター体育館	2F体育室	全面	8時30分～22時	410	250
		ミーティングルーム	全面	8時30分～22時	410	—
	荘川体育館		全面	8時30分～21時30分	820	510
			半面	8時30分～21時30分	410	250
	久々野体育館	アリーナ	全面	8時30分～22時	1,640	1,020
			半面	8時30分～22時	820	510
			1/4面	8時30分～22時	410	250

卓球室	全面	8時30分～22時	400	—
	卓球1人の項 (略)			
会議室	全室	8時30分～22時	400	—
トレーニングルームの項 (略)				
久々野総合運動公園屋内運動場の款 (略)				
大西体育館	全面	8時30分～21時30分	400	250
渚体育館	全面	8時30分～21時30分	400	250
飛騨日和田体育館	全面	8時30分～21時30分	800	500
	半面	8時30分～21時30分	400	250
国府 B&G 海洋センター体育館	アリーナ	全面	8時30分～22時	800
	アリーナ	半面	8時30分～22時	400
ミーティングルーム	全面	8時30分～22時	400	—
備考 (略)				

備考 (略)

卓球室	全面	8時30分～22時	410	—
	卓球1人の項 (略)			
会議室	全室	8時30分～22時	410	—
トレーニングルームの項 (略)				
久々野総合運動公園屋内運動場の款 (略)				
大西体育館	全面	8時30分～21時30分	410	250
渚体育館	全面	8時30分～21時30分	410	250
飛騨日和田体育館	全面	8時30分～21時30分	820	510
	半面	8時30分～21時30分	410	250
国府 B&G 海洋センター体育館	アリーナ	全面	8時30分～22時	820
	アリーナ	半面	8時30分～22時	410
ミーティングルーム	全面	8時30分～22時	410	—
備考 (略)				

備考 (略)

(飛騨高山ビッグアリーナの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第40条 飛騨高山ビッグアリーナの設置及び管理に関する条例(平成11年高山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第10条関係)		別表(第10条関係)	
施設及び使用区分		施設及び使用区分	
1時間あたりの使用料(円)		1時間あたりの使用料(円)	
メインアリーナ	3,900	メインアリーナ	4,010
サブアリーナ	1,400	サブアリーナ	1,440
武道場	1,400	武道場	1,440
弓道場	近的場	700	720
	遠的場	700	720
トレーニングルームの部・クライミングウォールの部 (略)		トレーニングルームの部・クライミングウォールの部 (略)	
会議室	400	会議室	410
多目的ルーム	800	多目的ルーム	820
大会本部室の部 (略)		大会本部室の部 (略)	
備考 (略)		備考 (略)	

(高山市鈴蘭シャンツェの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第41条 高山市鈴蘭シャンツェの設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、1人につき1日<u>500円</u>の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 使用者は、1人につき1日<u>510円</u>の使用料を納入しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

(高山市給水条例の一部改正)

第42条 高山市給水条例(平成9年高山市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(給水料)</p> <p>第27条 給水料は、基本料金と従量料金との合計額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(給水料)</p> <p>第27条 給水料は、基本料金と従量料金との合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(駐車場の使用料に関する経過措置)

第2条 この条例第1条の規定による改正後の高山市役所庁舎駐車場目的外使用に関する条例の別表の規定及び第27条の規定による改正後の高山市駐車場の設置及び管理に関する条例の別表の規定は、回数駐車券にあつては、施行日以後に発行するもの及び定期駐車券にあつては、施行日以後の使用に対する使用料について適用し、回数駐車券にあつては、施行日前に発行したもの及び定期駐車券あつては、施行日前の使用に対する使用料については、なお従前の例による。

2 この条例第24条の規定による改正後の高山市営住宅条例第59条第1項の規定、第25条の規定による改正後の高山市特定市営住宅管理条例第15条第1項の規定及び第26条の規定による改正後の高山市特定公共賃貸住宅管理条例第20条第1項の規定は、施行日以後の駐車場及び自動車保管場所の使用分に対する使用料及び自動車保管使用料について適用し、施行日前の使用分に対する使用料及び自動車保管使用料については、なお従前の例による。

(行政財産の目的外使用料に関する経過措置)

第3条 この条例第2条の規定による改正後の高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例第2条第1項の表の規定は、施行日以後の使用に対する使用料について適用し、施行日前の使用に対する使用料及び施行日以後の使用に対する使用料で施行日前に許可し、施行日前に納入通知書を発行したものについては、なお従前の例による。

(公の施設の使用料等に関する経過措置)

第4条 この条例第2条の規定による改正後の高山市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の別表の規定、第3条の規定による改正後の高山市児童センター管理条例の別表の規定、第4条の規定による改正後の高山市福祉センター管理条例の別表の規定、第5条の規定による改正後の高山市ふれあい会館管理条例の別表の規定、第6条の規定による改正後の高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例第5条第2項の規定、第8条の規定による改正後の高山市営火葬場の設置及び管理に関する条例第6条の表及び第7条第2項の表の規定、第9条の規定による改正後の高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の別表第1の規定、第10条の規定による改正後の高山市清見自然体験施設の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第11条の規定による改正後の高山市彦谷の里滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第12条の規定による改正後の高山市荒城農業体験交流館の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第13条の規定による改正後の高山市朝日高齢者・若者センターの設置及び管理に関する条例第7条の表の規定、第14条の規定による改正後の高山市市民ふれあいファミリー農園の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定、第16条の規定による改正後の高山市乗鞍山麓五色ヶ原の森の設置及び管理に関する条例第8条第2項の規定、第17条の規定による改正後の高山市公設地方卸売市場業務条例第52条第1項の規定、第18条の規定による改正後の高山市観光施設の設置及び管理に関

する条例の別表の規定、第19条の規定による改正後の高山市スキー場の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第29条の規定による改正後の高山市下水道センター管理条例の別表の規定、第30条の規定による改正後の高山市立学校の設置等に関する条例の別表第1及び別表第2の規定、第31条の規定による改正後の高山市民文化会館条例第16条第1項及び別表第1の規定、第32条の規定による改正後の高山市丹生川文化ホールの設置及び管理に関する条例の別表の規定、第33条の規定による改正後の高山市国府文化ホールの設置及び管理に関する条例の別表の規定、第34条の規定による改正後の高山市文化伝承館の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第35条の規定による改正後の高山市図書館の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第36条の規定による改正後の高山市公民館設置条例の別表第2の規定、第37条の規定による改正後の高山市飛騨プラネタリウムの設置及び管理に関する条例の別表の規定、第38条の規定による改正後の高山市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の別表の規定、第39条の規定による改正後の高山市体育施設等の設置及び管理に関する条例の別表第2の規定、第40条の規定による改正後の飛騨高山ビッグアリーナの設置及び管理に関する条例の別表の規定並びに第41条の規定による改正後の高山市鈴蘭シャンツェの設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定は、施行日以後の使用に対する使用料等で施行日以後に納入通知書を発行するものについて適用し、施行日前の使用に対する使用料等及び施行日以後の使用に対する使用料等で施行日前に納入通知書を発行したものについては、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

第5条 この条例第6条の規定による改正後の高山市休日診療所の設置及び管理に関する条例第5条第3項の規定、第7条の規定による改正後の高山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第7条第1項及び第19条第1項の規定、第9条の規定による改正後の高山市国民健康保険診療所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の別表第2の規定並びに第15条の規定による改正後の高山市家畜人工授精条例第6条第2項の規定は、施行日以後の役務の提供に対する手数料について適用し、施行日前の役務の提供に対する手数料については、なお従前の例による。

(高山市公設地方卸売市場の取引に関する経過措置)

第6条 この条例第17条の規定による改正後の高山市公設地方卸売市場業務条例第33条第4項、第36条第3項、第39条及び第43条第1項の規定は、施行日以後の市場における取引について適用し、施行日前の市場における取引については、なお従前の例による。

(道路占用許可等に係る使用料等に関する経過措置)

第7条 この条例第20条の規定による改正後の高山市道路占用料条例第2条第2項の規定、第22条の規定による改正後の高山市都市公園条例第11条第2項の規定、第23条の規定による改正後の高山市地区公園条例第7条第2項の規定及び第29条の規定による改正後の高山市下水道センター管理条例第6条第2項の規定は、施行日以後の占用許可等に係る使用料等について適用し、施行日前の占用許可等に係る使用料等については、なお従前の例による。

2 この条例第21条の規定による改正後の高山市法定外公共物の管理に関する条例の別表の規定

は、施行日以後の使用等に対する使用料等について適用し、施行日前の使用等に対する使用料等については、なお従前の例による。

（下水道等使用料に関する経過措置）

第8条 この条例の施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するものに係る使用料については、この条例第28条の規定による改正後の高山市下水道使用料条例第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（給水料に関する経過措置）

第9条 この条例の施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に給水料の額が確定するものに係る給水料については、この条例第42条の規定による改正後の高山市給水条例第27条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。